

法務委員會議録 第十九号

昭和二十八年七月二十一日(火曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 小林 錦君

理事 鍛冶 良作君 理事 佐瀬 昌三君

理事 田嶋 好文君 理事 吉田 安君

理事 猪俣 浩三君 理事 井伊 誠一君

理事 花村 四郎君

大橋 武夫君 押谷 富三君

林 信雄君 星島 二郎君

鈴木 幹雄君 高橋 貞一君

古屋 貞雄君 細迫 兼光君

木下 郁君 佐竹 晴記君

木村 武雄君 岡田 春夫君

出席國務大臣

法務大臣 犬養 健君

出席政府委員

國家地方警 齋藤 昇君

察本部長官

法務政務次官 三浦寅之助君

檢察事務局長 岡原 昌男君

檢察(刑事局長)

委員外の出席者

檢察總長 佐藤 藤三君

判事(最高裁判所事 岸 盛一君

務總局刑事局長) 村 敬三君

專門員 小 貞一君

專門員 小 貞一君

本日の會議に付した事件
刑事訴訟法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一四六号)

○小林委員長 これより會議を開きま
す。

刑訴法の一部を改正する法律案を
議題といたします。
この際申し上げておきます。去る十

四日決定いたしました本案についての
地方行政委員会との連合審査会は、明
二十二日午前十時より開会することと
いたしましたから、さよう御承知を願
います。それでは質疑を続行いたしま
す。鈴木幹雄君。

○鈴木(幹)委員 この刑事訴訟法の改
正案が本委員会に付託されて、今
日まで他の同僚委員から幾多の質問が
ありました。私もこの質問になるべく
重複しないように数個の点についてお
尋ねをいたしたいと思ひます。

この委員会の審議の経過を振り返つ
てみますと、この改正法案が上程され
るに至りました内部の問題につきま
しては、檢察庁側と警察側との間に
きまして、完全な意見の一致を見てお
らないという事は、今日におきまし
ては明らか事実であります。このよ
うなぐあいにして法案が提出されると
いうことにつきましては、やむを得ざ
る事情は私には了とすものであります
が、でき得べくば同じ大臣のもとに
統轄されまする、しかも犯罪の捜査、
あるいは公訴の提起というような問題
に關連しますことにつきまして、この
二つの機關が対立するといふようなこ
となくして、この間における意見の相
剋を調整いたしまして提案をされてい
ただきたのであります。が、事実
におきましては、そのような経過が今
日明らかになれ、ここに提案を見てお
るのであります。われわれは、この間
から改正の趣旨に沿つた点をどこに見
出して行くかといふことに中心を置

いて審議を進めなければならぬと思
つてやつておるのであります。か
ような見地からいたしますと、いろい
ろと究明されましたが、まだお尋ねし
たいことが数点あるわけでありませ
う。その問題は百九十三条と百九十九条に
盛られておる事柄であります。この
二つの条文を改正された結果を勘案し
てみますと、現行法においては、新し
い憲法のもとに檢察庁法あるいは警察
法によつて示された捜査といふもの
は、主として警察が担当する、公訴官
としては檢察官が當る、そして裁判に
持つて行く國家の科刑が行われる、こ
ういふような事務の配分、權力のバラ
ンスによつて人權を擁護して行こうと
いう新しい精神が、今度の改正法によ
つてかわりまして、いわば檢察官中心
主義になりはしないか、かういふよう
な心配をするのであります。その点
について大臣の御見解をまず第一に承
りたいと思ひます。

○犬養國務大臣 鈴木委員の御指摘の
御心配はごもつともなごだと思ひま
す。この問題は、形式的には法制審議
会の議を経てゐるのであります。が、私
はそういう表面の、多数決からそれ
でいいというふうな考えのみでなく、
十分に實質的に、ここにおられる齋藤
國警長官とこの問題について話し合つ
たのであります。ただ遺憾なことに、
法制審議會をもう一度開催し直して審
議をお願いするといふようなことの適
否を考えますと、どうもそれはかえつ
て事態を混乱させるように考えました

ので、その事情を齋藤長官にも率直に
述べまして、そして國會の御審議を願
うことになつたのであります。しか
し、これは私の就任前のことでありま
すが、破防法に關して檢察側の間に完
全な意見の一致を見ずに、その問題を
解決しないままに、本國會にこれを提
出したいたしましたことは、私自身もすこ
ぶる遺憾に考へております。鈴木
委員におかれてはなおさらのことであ
らうと思ひます。この点は私ももつと
いい状態で御審議をお願いしたかつた、そ
の点はまことに遺憾であり、私も残念
に思つておることを申し上げた
いと思ひます。

今お話がありました。が、職務の配分
を乱すためにかういふ改正をいたすわ
けではございません。何といつても捜
査の第一次責任者は警察側でありま
す。ではなぜ条文を改正するに至つた
かと申しますと、ちようどこのたび
ト規制法の審議をお願いするときに
法務省側の意見を聞かれた際に申し上
げたのと同じような場合にたまたま、お
つかるのでございませう。この百九十三
条の読み方について、もちろん捜査の
第一次責任者は警察側であります。が、
公訴の完全なる遂行といふ立場から、
捜査の適正について何らかの檢察官の
意見の反映が、第一次責任者である
警察側にあつてよい、かういふ考え方
に立つてゐるのであります。捜査と
公訴の維持といふことと全然切り離し
ていいのだといふ一部の解釈に対し
て、そうはとつておらないといふ再確

た結論には到達していないと思うのであります。私は警察側にお伺いいたしたものであります。それなら今日の通牒の御趣旨によつた方法が、国警自警を通じて完全に行われれば、おそれなく、実際警察の面から見ると、おそれなく実情はこれを受取り放しにしておる向きもありましようし、また地方警察庁側においてもこれをそのまま実行しておられるかどうか疑問の点がありはしないかと私は思うのであります。

この問題は過去のことでございますから、私はそれ以上には大臣にお聞きしたいことはありませんが、今度の改正法によつて、それならばこういうことが適法として解釈されるであろうか。現行法に適法であるという解釈をなさつていらつしやるであらうと私は思うのであります。また適法でなければ、そういうものは出すべからざるものであります。違法ならば早急に取消さなければならぬということでありまして、当然そういう御解釈のもとにあると思ふのであります。ところがこの問題についても、先般の当委員会における質疑の状況を拝聴いたしてありますが、なるほど公訴の提起に必要な捜査の影響というやうなものが、当然捜査を第一次に担当する警察に及んで来るということ、私もそうなければならぬと思ひます。そしてまた現在の実際の捜査の段階においての連絡、協力という面において、第一線で翻転を来しておるとか不都合な事態が生じておるとは私は考えておりません。かえつて円滑に行われておる事情を私は承知いたしておるのであります。これは当然百九十二条によつて行

わるべきものであり、その根拠があります。以上は当然しなければならぬものであります。それを百九十三条を改正してかようにしたということは、百九十九条の改正とあわせて考へて行く場合に、どうしても今言うやうにバランスが破れて来やしないかというところを憂へるわけでありましよう。こういう観点からお尋ねいたしたいのであります。この前も問題になりましたが、破防法の指示が出ておりました。これを適法であるといひますと、今度は選挙法の違反事件あるいは外国人に關係する事件、これは國際的な關係があるから、人權に重大な影響があるから、こういう解釈のもとに、破防法における指示と同じやうな方法によつて指示がなされるということが可能になりはしないか、そういう意味においては、その当然の結果として今後捜査に影響を持つて参ります。犯罪の端緒を見つけたならば、その着手から捜査に至るまで檢察官の承認を受けなければならぬ。こういうやうな指示がなされまうと、当然必然的に個々の具体的な犯罪捜査にあつて、檢察官側から指揮を受け、承認を受けなければならぬ。こういう結果になる解釈が出て来るのではないかと、こういう心配をいたすのであります。その辺の御見解を承りたい。

○犬養國務大臣 これもまことにごもつともなことでありまして、鈴木委員の御質疑にあつたやうな、ちようどその通りの内容を、毎日私は委員会が済みますと、あるいは委員会の始まる前に、国警側とも檢察側とも話して、まったく同じ内容の心配を私も持つておるわけでありまして、破防法は私の前任者のときでございまして、破防法に關する檢察側の出した一般指示を違ふ法だといふことは、私の立場上できませんし、また私個人の感じから言ひますれば、あれは真の特殊事情に基く例外的措置だと思つておるのであります。そこで問題は、一ぺんああいう例外的措置のトンネルをあけちやつたんだから、これに準ずるものは、続々今後出て来るのではないかと、こういう御心配ではないか、また國警側の、ことに第一線の心配もそこにあるのではないかと申すのですが、私はどういふふうにかと思つておるものであります。破防法に關する檢察側の出した一般指示は、真にやむを得ざる特殊事情に基く例外的措置であつて、破防法の例外がここにできたから、これを前に認めたんだから、これを認める端緒があるぞという態度は、檢察側にとらせません。それは、そういう覺悟をいたすものを書いてもよろしいし、この委員会の速記録に明瞭に残してもいいと思ひます。何といひますか、破防法における一般指示を前例として今後の檢察側と警察側の折衝の基礎にしない、こういうことははつきり申し上げるわけでございます。

○鈴木(幹)委員 大臣のまことに誠意のある答弁と、そういうやうなお考えには私は同感でございまして、嚴重にそういうことを切に願ひするわけでございます。ただ、今大臣のお話になりました事柄は、結局行政措置としてやろう、こういう御趣旨でありまして、これではなか／＼安心ができないのではないかと、こういう心配があるわけでありまして、法律論をいたしますれば、大臣はそういうお考えを持つていらつしやる、またこういうことを覺悟なりあるいは訓令なりを出して、嚴にそういうことを戒めたい、こういう御意思を持つていらつしやることを私は疑うわけではありませんが、かりに大臣がそういうお考えを持つていらつしやる、大臣がかわれば、どうなるかわからぬ、また地方警察庁におきまして檢察正がお考えになつて、大臣の指示とまた違つた方法に出て来るというところ、これはあり得ることでありまう。それだから、私もその根拠をいたしまして、何か法律的にそういう保証を与えるやうな事項を考へていただけないか、またこういうやうなお考えはないかといふことを、重ねてお伺ひいたしたいのであります。

○犬養國務大臣 これも過去のいきさつから行きますと、鈴木さんの御心配もやばだと思つておられません。さぞかしそういう御心配であらうと思つております。ただ大臣がかわつたら消えてしまふやうなものではないと思ひます。また数多い第一線のことです。それから、このくらいかまわなないといふものはないと限りません。これは私も心配しております。そのときは、その檢察官は上司の意向にもとるものでありまして、簡単に申せば出世の道もとるでありまして、懲戒にかけられることもありましようし、檢察官適格審査委員会に呼ばれるといふことも十分あり得る、こういうふうな考へておるのであります。したが、どうもそれだけでは何だか心配だといふお話ならば、これはお互い何か固くなる必要はありませんから、よくひとつ私の方でもつと御安心になる方法があるかどうか、考へてみたいと思つております。

○鈴木(幹)委員 今國警であります。犯罪の捜査に關して規範を出してあります。この規範がどういふ性質のものであるか、これはいろいろ／＼な御解釈はございまいしやうが、このものが犯罪捜査に關するところの一つの最高の指針として警察職員は遵守しておるわけでありまして、この規範を出されるに、私の聞いておるところによりますと、法務府が最高検側と十分な事前の連絡がなされて、協議ができた上に出されたとは私に聞いております。これは一つの事例であります。破防法におきましては、これは過去の経過において、その点において欠けるところ多大であります。私はそういうやうな意味から、一般の指示につきまして、こういう問題が起らないやうに、事前に何かとり得る道があるのではないかと、こういうことを御参考にとつて考へていただかしまして、御指示をお願いしたい。いいじゃないか、かように考へるのであります。

次にもう一つお尋ねをいたしたいのであります。大臣はこの委員会におきまして、しばしば具体的な事件を目的とするものは、これは一般的な指示には入らない、こういうやうなお話があり、従つて事件一般についての準則といふものは、一般的な原則であつて、具体的な事件を目的とするやうなものは除外すべきである、改正法もこういう趣旨だ、こういう御説明を拝承いたしておりますが、それならば具体的な事件を目的とするといふことは、だれがこれを認定するものであるか、どの機関によつて認定するか、こういうことをひとつお尋ねいたしたい。

○犬養國務大臣 それは少し専門的に

なりますので、政府委員に補充していただきたいと思います。私の申し上げたのは、一般的指示の名において、このケースのこの事件はこれに類する、そういう言い方は捜査の第一次の責任者に対して少し出過ぎたことになると思います。こういう種類の事案についてはこういうふうにしてもらいたい、こういう大まかな指示でありたい。もちろん準則でありますから、一つ／＼のケースに影響があります。影響がなければ準則になりませんから間接の影響はありますが、直接個々の事件を目的として指示はしない、こういう意味でございます。またさっきの御心配について、鈴木さん引続き御質問なさいましたので、お答えの機会を失いましたが、一般的指示をする場合は、今後は警察側と緊密な連絡をいたしまして、平たい言葉で言うならば、抜打ち的なことはいたさませせん。これも何か明瞭な覚書が何かで、はつきりしたいと思っておりますし、また今日の速記録に責任をもつて残したいと思っております。

○岡原政府委員　ただいま大臣からお答えがございましたので、その通りでございます。一般的指示をする場合に、破防法の場合においては、いわば抜打ち的なことなされた。それから捜査規範を出すときには十分協議したというお話でございますが、その前の事情も簡単でございますから、一応お聞き取り願いたいのでございます。犯罪捜査規範を出す際には最高検と国警側、自治警側とは十分協議をいたしましたのは事実でございます。その協議をいたしましたのは最高検において一般的指示としてそれを出すという方針のもとに最初

話が進められたのでございます。それをどこからか横やりが入りまして、結局内容的には同じであるけれども警察から出す、こういうようなことになったわけでございます。その点一応御了承願いたいのでございます。それからもう一つ、破防法の時にもわれ／＼は決して抜打ちではありせんので、忘れもしない昨年七月七日に、私の部屋に国警、それから自治警の代表として警視庁、その他当時の特別審査局、公安調査庁、それから最高検等、全部お集まり願って破防法の運用方針について協議いたしました際に、その内容として今度の指示を出すということについての協議がととのつたわけでございます。その後国警の上部の方から異議が出て、若干のいきさつがあつたことは、これは明らかでございますが、全然さようなことなしに、事前の意思の疎通をはからなかつたという事実はないわけでございます。これはまた御了承願いたいのでございます。

それからもう一つ一般的指示というもの、性質上、これは準則といつた形で具体的な事件に及ぶというのとは当然でございます。事、性質上個々の事件を目的として出さないう御言明があれば、これでは全部スムーズに行くのではないかと、かように考えておるわけでございます。そも／＼この改正を私どもが企てましたのは、破防法の際に、国警が、検査庁は捜査には一切タッチできないというふうに判定を下したのが事の起りであります。さうなことが百九十三条の精神ではないというところから事がこんがらかつて参つたのでございまして、私どもは現行法の規定のもとにおいても当然捜査

に關し検査庁から指示がなし得るといふ、この条文をそのままに読んでちつとも異存はなかつたのでございまして、最近その点については、国警もほぼ私どもの意見に同調されておるようでございますが、今度は個々の事件に及ぶようなことはいかぬという点を主として問題にされておるようでございます。この点も準則というものは結局個々の事件の結果として及んで来る。しかしそれを目的とするのではないという意味において私どもは準則というふうに理解しておる、かように御了承願いたいのでございます。

○鈴木(幹)委員　ただいまの御答弁がありまして、個々の事件を目的とするものは一般的指示が入らないということにつきましても御説明があつたのでございまして、實際問題といたしまして、一般的な準則が個々の事件に何らかの形において影響を持つて来るということは当然であると私は考えております。一例を申し上げますならば、送致書類の基準様式というものが出されて、この様式に違反するところの個々の事件について、これは様式が違つておるから拒否をされるときは当然指示をされる、こういうことは当然であるかと私は思ふのであります。けれどもある事件については、この事件ごとに承認を受けなければならぬ、あるいはまたこのことについては検査官に一々報告をしなければならぬ、さういふようなことがはたして準則であると言えるであろうか。ちやうど国家総動員法が戦時中にできまして、さうして当然国会が担当しなければならぬ立法権を政府に委任をしたのであります。戦争遂行という重大使命のもと

に、この總動員法は立法されて可決をされた。それで国会は白紙委任状を政府に渡したわけでありまして、一般的準則のもとに、具体的な個々の事件について、これは検査官に承認を受けなければならぬ、このことについては報告をしなければならぬ、さういふような準則が定められて、さうしてこれによつて白紙委任状を渡した、さういふようなことには私は現行法も改正法もあるべきものではないと考えるのであります。その辺の御見解はいかがでございましょうか。

○岡原政府委員　これもさきか問題でございますから私から答えさせていただきます。ただいまの御答弁が、さうなことになるかと百九十三条の趣旨から一応私の考え方を申し上げなければならぬわけでございます。百九十三条と申しますのは、前の条文、百八十九条以下と受けて参りまして、警察と検査庁それから一般あるいは特別司法警察職員がそれぞれ独自の捜査権を持つております。その間の関係をどういふふうにするかという最後のところで、百九十二條がまず協力関係というところを置いてあるわけでございます。その次にその協力関係でまかなえない場合、あるいはどうしてもその横の連絡のつきのが困難である場合、たとえば具体的な申し上げますと、各公安委員会のもとにおける警察の組織はそれ／＼独立いたしております。運営機関については中央で統轄するものではございません。従つて各地に散発する同種の事件、さうしてそれが同時に非常に大きな社会的な意味を持つというふうな事件について、これを何かの方法でまとめるところがなければい

かぬのでございますが、それが現在もしままであるとすれば、百九十二條までとすればこれはないわけでございます。ところが事件というものはすべて警察、特別司法警察を通じて検査庁に送られて参るわけでございます。検査庁としては事件について、公訴権の履行について、あるものは起訴に、あるものは不起訴にする、この処理をするについて、各地から送られたその事件というものは、すべて縦横を見まして、間違わないような処理をいたさなければならぬ。しかしその間にもしもばら／＼に捜査されて、あるものは手続が非常に誤つていて、あるものは非常に違法な捜査をしていてさういふような場合、これを法律的に統轄することができなければ、公訴官としての責任を持つことができないわけでありまして、そこで事件の捜査段階の最終結果をつけ、公訴を提起しあるいは不起訴処分をする検査官におきまして、それらの全部の事件を、公訴官たる立場から一般的に何らかの規制をするといふことが考えられて来るわけでございます。これがすなわち百九十三條の立法趣旨でございます。従つてこの百九十三條といふのは、第一項におきまして一般的準則を掲げまして、たとえばわかりやすく言いますと、捜査規範みたいなものですが、さういふたような一般的な捜査のやり方を、その二項において一般的な指揮という二項においての指揮を掲げて、具体的な事件についての指揮を掲げて、さうして第四項においてそれらの指示、指揮には警察官は従わなければならないといふことになつて、一般の捜査の上

に、この總動員法は立法されて可決をされた。それで国会は白紙委任状を政府に渡したわけでありまして、一般的準則のもとに、具体的な個々の事件について、これは検査官に承認を受けなければならぬ、このことについては報告をしなければならぬ、さういふような準則が定められて、さうしてこれによつて白紙委任状を渡した、さういふようなことには私は現行法も改正法もあるべきものではないと考えるのであります。その辺の御見解はいかがでございましょうか。

かぬのでございますが、それが現在もしままであるとすれば、百九十二條までとすればこれはないわけでございます。ところが事件というものはすべて警察、特別司法警察を通じて検査庁に送られて参るわけでございます。検査庁としては事件について、公訴権の履行について、あるものは起訴に、あるものは不起訴にする、この処理をするについて、各地から送られたその事件というものは、すべて縦横を見まして、間違わないような処理をいたさなければならぬ。しかしその間にもしもばら／＼に捜査されて、あるものは手続が非常に誤つていて、あるものは非常に違法な捜査をしていてさういふような場合、これを法律的に統轄することができなければ、公訴官としての責任を持つことができないわけでありまして、そこで事件の捜査段階の最終結果をつけ、公訴を提起しあるいは不起訴処分をする検査官におきまして、それらの全部の事件を、公訴官たる立場から一般的に何らかの規制をするといふことが考えられて来るわけでございます。これがすなわち百九十三條の立法趣旨でございます。従つてこの百九十三條といふのは、第一項におきまして一般的準則を掲げまして、たとえばわかりやすく言いますと、捜査規範みたいなものですが、さういふたような一般的な捜査のやり方を、その二項において一般的な指揮という二項においての指揮を掲げて、具体的な事件についての指揮を掲げて、さうして第四項においてそれらの指示、指揮には警察官は従わなければならないといふことになつて、一般の捜査の上

に、この總動員法は立法されて可決をされた。それで国会は白紙委任状を政府に渡したわけでありまして、一般的準則のもとに、具体的な個々の事件について、これは検査官に承認を受けなければならぬ、このことについては報告をしなければならぬ、さういふような準則が定められて、さうしてこれによつて白紙委任状を渡した、さういふようなことには私は現行法も改正法もあるべきものではないと考えるのであります。その辺の御見解はいかがでございましょうか。

下の関係よりも、檢察官からの指揮、指示というものが上位にあるということとを法的には明らかにしておるわけでございます。しかもその裏打ちといひまして百九十四条という規定がございます。これにおいて、もしその指揮、指示に従わない場合には、それぞれの行政懲戒等の問題が起り得るということがあるわけでございます。そういうような一貫した考え方に立つておるものでございまして、個々の事件が結局捜査の面では、なものがそのまま出て来て、檢察官が責任を持つて事件の処理ができないというふうなことは困るという最後の押えをそこにしておる、かように私どもは理解をいたしております。

○鈴木(幹)委員 ただいまの御説明を拝聴いたしておりますと、一つ疑問がある。それは犯罪の捜査において檢察官が上位に立つて警官を支配する、指揮する、というふうなお考えに立つておるようには拝聴いたしました。ただいまの御説明によりますと、そういうようなことが、事実の問題といたしまして、第一において警察が犯罪を捜査するという建前と衝突しないでしょうか。また第二に私は、捜査の権限といひますか、責任の所在というものを不明確ならしめる結果になりやしないか、こういうふうには私どもは考えるのであります。御説明を承りたい。

○岡原政府委員 これは上下とかいう関係ではないのでございまして、捜査といふものは、捜査に着手してからだん／＼流れて公訴の発行、それがもし公訴の提起ということになりますれば、公判から刑の執行まで行くわけでございますが、この段階において結局

最初は第一次責任者たる警察が捜査をして参ります。そうしてそれが必ず公訴官であるところの檢察官にも例外なしに送られて来るわけでありまして。その場合にこれを統合して、もしそれで調べが足りないればさらに檢察官が調べをやる、あるいは警察にも手助けしてもらつて一緒にやる、初めから檢察官が調べたものがあればそれを加える。これを総合判断して、公訴提起ある。いは不起訴を決定するわけでありまして従つてそれは時期的に前後の関係はございまして、機能的に上下というものでないわけでございます。そこで檢察官といひましては、結局自己の責任において起訴、不起訴を最後の

に決し、公訴の発行を期さなければならぬ。しかも起訴したとすれば、公訴の維持については重大な責任を持つて来るわけでありまして。さような場合に、もし最初の捜査が適正でなければそれは最後まで、俗な言葉でございましてが、たつて参ります。そこでこれは最初から捜査というものは適正に行わなければいけないという意味において、つまり公訴権の発行の面を、公訴官たる檢察官の目から見て、これはこういうふうな調べてもらいたかつた、せつかく公判に係属したが、こういう点がだめだつたためにこれはだめだつたというふうなことがあつてはなりませんので、それを規制しようというものが百九十三条の精神だ、かように存するのでございまして。責任の所在につきましては、これはそれ／＼の関与した程度において責任を負うわけでございます。これは当然の話でございます。もしもその捜査の段階が検事に移りました後に、検事に何かの違法不当その他

のことがありましたら、これは検事の責任でございまして。またその前段階において警察に違法不当がありましたらこれは警察の責任でございまして。それはそれ／＼分離して考えるべきもの、かように考えております。

○鈴木(幹)委員 ただいまの御説明なら私はわかります。けれども先ほどの説明では、どうも檢察官が上級機関として指揮するといふようなふうな何に何をしましたし、お言葉があつたように考えましたので、ただいまの御説明をなしたわけでありまして。もちろん公訴を提起されるにつきまして必要な捜査が当然なされなければならぬと、このことを私はとやかく申す意思は毛頭ありません、当然そうしなければならぬ、いふ／＼、また公訴官の立場から見ると、一般の指示を出される、これも私は必要であると思ひます。ただ問題はこれがために一般の指示の名のもとに個々の事件について檢察官の許可を受けなければならぬ、一々具体的な事件について報告をしなければならぬといふことになつて参りますと、百九十三条の精神から逸脱しはしないか。ことに改正法においては、その危険がありはしないか、こういうことを考えるわけでありまして、それがために個々の具体的な事件を目的とするものは入らないといふような御説明があつたわけでありまして。そこでもう一つお伺ひいたしたいのは、私の考えによりますと、一般の原則といひますのは、個々の事件を目的としない原則、こういうような意味ではなしに、その一般的な原則を個々の事件に適用するにあたりまして、檢察官の自由意思の

判断によつてきめる、認める、こういうようなことをしないで、そのままそれが事件に影響して行くようなのが一般的な原則ではないか。檢察官が自由意思を働かして、この者はこうせよ、あの者はあせよといふようなさしずをするようなことになつて参りますと、これは一般原則ではないといふふうにも私は考えるのであります。その辺の御見解を承りたい。

○岡原政府委員 おそらく破防法の場合に具体的な事件の開始の場合に指揮を仰げ、しかしあの当時出した一般の指示にはたしか承認という言葉が使つてあつたと思ひますが、その点の御質問だろうと思ひます。そこで私どもの考えますのは、その事件の内容々々によりまして非常に国家的影響と申しますか、大きな場合もございまして、それから法律的に非常に困難なる破防法のような事件がございまして。さやうな事件に、これを地方の自治体たといは町村の自治体の警察等のごときが簡単にこの条文を読んで、破防法違反といふようなことでこれを取上げては困る。しかもそれをどこか規制するところがあるかといふと、市町村の公安委員会といつても、なか／＼そういう問題について平素から考えておるわけでもございまして、なか／＼これを全国的に統一的に処理し、あるいは法律のなごまかい面を考えると、これは政治的な影響まで考えるといふことは困難である場合も中にはあろう。さやうな重要な事件、ことに破防法の場合には国会において非常に論議を集中されまして、このような全国的に、十分中央において統制をとつてやつてくれといふ強い御要望もあつたよ

うな事件につきましては、これは一般的指示を働かして承認にかけるといふことはもとより当然だろつたといふことではないたわけでございます。しかし自由意思によつてそれが左右される——自由意思といふと少し何かかつて、あるいは何と申しますか専断、専恣によつてといふような響きを持つておられますので、私ども少し強く受けたのでございまして、さやうなことでもなくて薄い意味でこれを受取つたといひまして、それは当然さしつかえないことだと私どもは思つております。と申しますのは先ほど申しした通り百九十三条の制定理由がばら／＼になつた警察隊、これをどういふふうな統合するかといふ一つの問題がここに出て来たわけでございます。捜査権はそれぞれ独立でございまして。しかもそれは独立しながら結局は檢察官に來る事件でございまして。檢察官に來て、あるいは身柄つきで、あるいは在宅でその事件を受取つて、そうしてぜひ檢察官が責任を持つてこの事件の処理をせよ、こう突然参りましたも、こういう点困るじやないか、あるいはこういうふうな調べたら、もう少し隣の町の事件との連絡がつくはずじやないかといふやうなことが言ひ得る、言わなければならぬ、それを事前にやはり公訴官たる立場から見なければいかぬといふのがこの趣旨なのでございまして。従つて破防法のごときは、大臣も申された通り特殊な例外的な措置でございましてけれども、こういうことはやはり法律にも当然予想しておる、かように私どもは考えておるのでございまして。

○鈴木(幹)委員 警察が、警察法を新しく制定されてから／＼になつて

その間に指揮命令の關係がない、こういうような立場になつたことは私も承知をいたしております。ただそれなら警察に連絡がないかといひますならば、これは自治警、国警の間にあります。緊密な連絡があるべきはあります。当然なればならぬことではない。それで、刑事訴訟法におきましてその間に国家的重大な影響を持つておるからという理由で、警察の捜査権といひますか、言葉がどぎつかりますが、今の言葉で言つて警察の捜査権の上に檢察官が、あるいは刑事訴訟法において一般的指示のもとに、こういうような關係をつくるということが正しいかどうかといふことは別問題であります。私は警察がばら／＼になつておつて、そういうふうな問題に連絡が欠けることがある。あるいは不十分であるといふことがあるならば、当然警察法の問題として、あるいは警察自身の捜査の責任の観点からいひまして、それは統率をするといふと諍弊がありますが、緊密なる連絡をもつて遺憾なくしめるようにすべきだと思ひます。一般的指示の名において、公訴官としての適正な公訴ができるように、公訴の実行に当られるようにせられることはけつこうだと思ひますし、それは必要であらうと思ひますが、それのもとに個々の具体的な問題にまで入つて行くことになりません。私は現行法の解釈からも出て来ない、またそうなつて来るところに大きな影響を及ぼしますことは、いわゆる警察の捜査権といふ問題に対する上下の關係が出て来やしないか、そして檢察官中心主義の考え方がそこにありはしないか、こういうことを心配する

のでありまして、そのへんにおける御見解を承りたい。
○岡原政府委員 警察のばら／＼の捜査といふものをどういふふうに通合するかといふ点につきまして、一つは警察法の問題であるといふことは御指摘の通りでございます。これはある意味において、この前警察法改正の際に問題にされておつた点であり、あるいは警察法の改正が企てられた一つの原因でもあつたわけでございます。従いましてこの点につきまして私はそれはいとか悪いとか言つたわけではないのでございまして、それは一つの考え方であると思ひ申し上げるわけでございます。ただその際に、その捜査といふのは結局公訴官たる檢察官に來るという点から事を考へなければならぬのではないかと、それが現行法の趣意からいひて、どうしても解決がつかないわけでございます。そこで百九十三條といふのはもとより百九十二條のうしろにございまして、原則として警察その他捜査機關の密接な連絡といふもので事柄が処理できるものと私も考へます。現にそうやつて参りました。従つて大体において百九十二條までの改正でまかなつて来るわけでございます。ところがどうしてもそれがいかぬ場合があり得るといふのは、これは概念的にもちよつとお考へ願へばわかると思ひます。そこが百九十三條の制定趣意になつて来るわけでございます。従つて百九十三條といふものは、私ももうさうしよつちゆう何から何までやるといふふうには解釈いたしてありません。現に今までもすでに御説明申し上げました通り、しよつちゆうこういうものを

出しておるわけではないのでございまして。そういうふうな意味からいたしまして、特に百九十三條の今回の改正文句を一箇所かえたからといつて、これがすくなくどうこうなるというわけではないのでございまして。
○鈴木(幹)委員 今度の改正案によつて百九十三條の文句がかわつても、その精神も趣旨も現行法とちつともかわりないので、こういう御説明でありまして、すから、この点は了承をいたすわけでありまして。ただ、先ほど來私の申し上げた一つの見解は、私の見解です。十分ひとつ御研究を願ひまして、もしその中においてとるべき点があるならば、この法案の中に具体的に処置なさる、あるいはその他の方法をもつてお示し願ひたいと思つたのであります。
もう一つお伺ひいたしたい問題は百九十九條の問題であります。具体的には、今度逮捕状の請求にあつた檢察官の同意を必要とする、こういう事項になつたわけでありまして、この問題については、先般來各種の論議が行はれて、ことにその同意といふのは民法上の同意と同じではないか、警察が無能力者であるといふことを認めた見解ではないかといふ御質疑がありましたが、私は民法上の同意と同じではないといふような御説明でありましたから、その趣旨で御質問をいたしたいと思つたのであります。同意といふのが法律上の要件となりまして、ここにどうしても同意を経なければならぬといふことに今度の改正法案では出ておるわけでありまして、この趣旨は、決して今でも申し上げるような権力の分配といふか、國家刑罰權の過程における責任と分担を乱すものではない、こういう御説明を拝聴しておるのであ

ります。ところが私の心配いたしますのは、この改正の趣旨は、御説明によりますと、一部の司法警察職員の中においては行き過ぎの逮捕状請求の実例がある、また裁判官が逮捕状の許可に當つてこれを判断するところの妥当適切な機關であるかどうかといふことについて若干の疑問がある、こういう趣旨のもとにこの同意の要件を附加したといふような御説明を承つておるものであります。ところが實際問題として、法律上の要件として逮捕状の請求には檢察官の同意が必要であるといふ事項が加わりますと、結果においてその所期の目的に反することになりはしないか。端的に申しますれば、實際警察の運営から申しましてどういふ影響が及ぶか、また檢察官側では、同意といふ法律上の要件を満たすことによつて、どうしても捜査に多大な関心とこれに対する努力、努力を傾けなければならぬといふことは當然になつて来るわけでありまして、こういう点についてはどういふようにお考へになつておるか。具体的に、一、二の事例でお伺ひいたしますと、第一は、逮捕状を請求したことの責任の帰属がはつきりしなくはならないか。第一次の捜査といふものは警察が担当するものであり、そして公訴官であるところの檢察官は、その公訴の実行に必要な範圍においては當然捜査をしなければならぬと思ひますが、逮捕状請求に當つて、その法律上の要件として檢察官の同意を得たといふことになりまして、警察側に言わせれば、この捜査の全過程は檢察官の指揮のもとにやつたのだ、檢察官の責任だといふようなことになりはしないか。また檢察官側に言

わせると、これは警察の請求があつたからやつたのだ、それだからおれの方では關係が薄いのだ、こういうようなことに相なるのであります。そして迷惑するのはその關係者であるわれ／＼一般國民でありまして、責任の帰属もわからぬで迷うといふ結果になる心配があるものであります。そういう点について大臣はどういふようにお考へになつておられますか。
○犬養國務大臣 ただいまの鈴木委員のお話でございますが、同意を得れば、警察官の方の責任が薄くなくなつて、どうせ同意といふところでチェックされるので、責任の分担だからといふ氣持が起る、これはよくつの上ではあつてはならぬことではあります。警察官も人間であります。神様ではありませんから、そういう副次的作用があると思ひます。結局私どもの考へております百九十九條の改正のねらいは、二、三の理由があるものであります。その一つは、まことに申しにくいことではあります。数多くの警察官の中にはごく少数だと思ひますけれども、逮捕状の請求の濫発がある。ことにいわゆる民事くすれといふような場合もあるからどうにかしてくれといふ声も、輿論の反映として敬意を表さなければならぬ。そういう場合に、ただいま刑事局長の言つたように、公訴の実行、すなわち起訴するか不起訴にするかといふような問題を第二次的に受けるのは檢察官でございますから、自己の責任遂行の上からも最初の捜査の適正、逮捕状の請求の適正をお願いしたい。これは意思の反映があつてさしつかえないと思つております。私はしばしばこの委員会でも申し上げますよ

とつお伺いいいたしたいと思ひます。
○犬養國務大臣 國務大臣として、同意という字を御審議を願つて、こういふ字がいいだらう、ああいう字がいいだらうということとは、ちよつと形はまづいのですが、私はかういう形にこだわらません。要するに、申し上げましたように、旧刑訴的な、檢察官が警察官の上に君臨する、失地回復というふうな気持ではないのでありまして、そういう影響の起きないような字を、私は選びたいと思ひます。同時に逮捕状の請求が、警察官からある事件につい

てありましたときには、やはり檢察官はあとの公訴の実行を引受ける役でございいますから、逮捕状の請求のあつた事件の内容をできるだけの確に知り、その的確なる資料に基いて、自己の立場の意見を、逮捕状の請求を受ける裁判官に意思の反映をさせる、これはぜひとも必要だと思ふのであります。さて同意という字がいか、もつと強い字がいかもつと弱い字がいかということになる、私はしばしば申し上げたように、それは必ずしも固執しないのであります。それではお前のんべんだらりと日を送つておるのかというと、そうではないのであります、実は齋藤長官とも、いろ／＼この点につ

いては話し合つておる次第でございます。おそろく齋藤長官も、私の意のあるところが、再び旧刑訴のな檢察官の立場をつくろうと努力しているとは、思わないでくれていると思います。適当な字ならば——ここで申し上げていかどうかわかりませんが、適当な処置をいたしたいと思ひます。

○鈴木(幹)委員　ただいま大臣の御答弁がございまして、大臣がお考え願つ

いふ根本的な問題を清算して、米国法を模倣するならば米国法の建前において、わが国情に適するがごとくやはり改めに行ふ、また大陸法の二二き立法

ものにてわが法制を執行して行こうというところであるならば、やはり大陸陸法的な考え方におが國情を見詰めて、それに適合した法律をつくつて行くという立法制の観念に基いてやらなければ、何人も納得し得るところの法律はできないものである、こう私は申し上げてよろしいと思います。ところが米國のの検事というのは、御承知のように日本の検事のごとく起訴權を持つておらない。まず第一に地方検事と稱するものゝうと日本の検事正に匹敵する人が選挙によつて選び出される。そうしてその選挙で選び出された地方検事は、自分の好むところの検事を集めて、検事廳の勢を整えておる。しかもその検事は必ずしも法律家たることを要しない、いかなる資格を持つた者ですよろしい。しかしアメリカの慣習としては大体に

おいて弁護士を検事にするということ
で、弁護士を地方検事に用いておるの
でありますけれども、そういう關係に
置かれておりますがゆえに、アメリカ
の検事はおそらく官吏とは言い得ない
であります。従つてその検事は公
訴権を持つておらない。起訴権を持つ
ておらない。ところがアメリカにおい
ては捜査に関する仕事はどちらかとい
えば警察官が担当しておることになつ
ておる。警察官が全面的に捜査権を掌
施して、それを検事の方へまわしてや
る。検事はその捜査の結論を見て、不
足の場合には、こういう点が不足であ
るからもう少し補うべきであるとな意
を与えて、そうして法律の見地から見

て犯罪たり得るところの資料を整えまして、それを裁判官に渡す。でありますから見ようによつては警察官と裁判官との橋渡しをするような役割をしておる。起訴権を持つておらない。しかも公判に立ち会つて、その原告官としての訴訟行為を遂行する。公判に立ち会つて、訴訟行為を遂行することはないに、検事ばかりではありません。捜査に關係した警察官もやはり検事と同じく、法廷に立つて訴訟の進行に參與できる、こういう關係に相なつておりますから、従つてアメリカの警察官が全面的に捜査権を持つておることは、制度そのものが雄弁に物語つておるのであります。これは當然なことなのです。アメリカの警察官がさうに全面的に捜査権を持つておるから、従つてわが国の警察官もその捜査権を全面的に持つべきだという議論はどこからも出て来ない。また検事はさうな次第でありまして、アメリカの検事は起訴権を持つておらない、しかし警察官と同様に捜査をしようと思えば捜査もできる。また捜査をするときに、警察官の助力を得たいと考えれば協力も得られるけれども、こういうことで検事も警察官も並行的に捜査権を持つておるのであります、どちらが強弱であるとか、どちらが主でありどちらが従であるというようなことは言ひ得ないのであります。従ひましてこういうアメリカの捜査陣營の姿をそのままわが国の刑事訴訟法に當てはめようというような考えを持つということが無理である。従ひまして／＼の議論が出て来る。そこで私をして言わしむるならば、要するに検事は起訴不起訴の権限を持つて公訴を提起し、しかも

その公訴を維持して行かなければならぬという権限を持つておりますがゆえに、従つて捜査に関することは少くとも検事がすべての権限を持ち、そのすべての行為に対する責任を負うといふ態勢がやはり望ましい、こう私は思うのであります。しかるにわが国の現在を見ますとそうは行つておらない。でありますから、検事が自分だけの起訴権を完全に実行せんとして、その捜査権を思ひ存分活用したいと考えても、活用ができない、でありますから、むしろ司法警察は検事の機構につけ加えて、そうして検事がこれを手足のごとくに自由に使い得るといふ態勢をつくつてやるのでなければ、検事のほんとうの公訴権並びに公訴権の維持という与えられたる職能は果し得ない、私はこう申し上げてよろしいと思うのであります。でありますから、理論的に申し上げますならば、検事に司法警察職員はすべて専属させるべきが当然である、こう考えるのであります。が、法務大臣はこういう点に對し、いかなるお考えを持つておられるか。

○犬養国務大臣　お答えを申し上げます。花村さんの長年の御経験による今のお考えは、たしかに一つの徹底したお考えだと存じます。そこでこのたび法制審議会に刑事訴訟法改正についての諮問をいたしましたいきさつは、おそらくもうとうに御承知と思ひますが、御質問の必要上蛇足ではございますが、おひまをいただいで少し申し上げますたいと思ひます。そういう根本的な改正はもちろん必要と思うが、それは根本からの改革であるから他日に譲る。今花村さんの御指摘になりました

ように、新刑事訴訟法が施行されてから四年半になりますが、いかに二つの考え方の混合見みたいなことがあり、また咀嚼できない部分もありますので、運用の妙をもつてしてもどうも不便でたまらぬ、運用の点でとりあえず修繕をする場所はないか、こういう聞き方が今度の法務大臣の法制審議会に對する聞き方でありました。運用をなめらかにするには、こういう点とこういう点がいいだろうという答申の内容が、すなわちただいま御審議を願つておる改正案の内容でございすいいます。従つて昨日どなたでしたか、猪俣委員長だと思いますが、この改正に思ひがたいというおしかりを受けたのでありますが、これは花村さんからおのおしかりと軌を一にしておると思うのであります。私もさうだと思ひます。これはほんとうの雨漏りだとか、戸がぎし／＼動いているのを直す修繕でありまして、これで刑事訴訟法の全般の完成をしたとか、見直しをしたとかいうようなことは申せないと私は思つております。これは専門家に對して申し上げるのも失礼だと思いますが、一審、二審の審級制度から考えましても、純然たる英米法的とか純然たる大陸法的とかいうものに徹底していいかどうかという点にも若干疑問があるようでございますが、すべてそういうことは今後の根本的改正、すなわち新刑事訴訟法改正でなく、新々刑事訴訟法というようなものを真剣に、かつ広範圍にわたつて各界周知を集めてする必要があると思ひます。とりあえず今回御審議を願つておるのは、それまではつておけない、運用上困る場所だ

けお願いをしているわけでござい
す。

○花村委員　こいねがわくは、そうい
う根本的な考え方の上に立つてこの世
案をよりよく改正して行くという方向
へ進めるように御努力をお願いしたいと
思うのでありますが、まあそれにはな
なかい／＼と問題もありましよう。
予算のこともありましようし、検査官
のファッショ化に関する問題もありま
しようけれども、しかしやはりやがて
は立法の基礎を合理化して行くとい
建前でなければ、いろ／＼異論が出て
来るばかりでなくして、その実施に当
つても好ましからざるものが出て来
る、こう私は申し上げておくのであり
ます。

そこで、ただいまのわが国の実情か
ら見て、この捜査に関する職域、また
その責任を檢察と警察の両方面で分
担して行こうという建前のように考え
れるのでありますが、それもまた制度
いかによつては必ずしも私は悪いと
は申さない、またそういう制度も十分
に研究する余地もあり、また研究の結
果、相当に認むべきものも出て来るよ
うに思うのでありますが、しかし今日
の警察制度の上から見て、はたしてこ
の警察が捜査のある部分に対する責任
を全面的に負つて、そうしてその仕事
を遂行して行き得るかどうかというこ
とを考へてみまする場合において、お
そらく何人もこれに対しては不安の念
にかられない者はないと私は申し上げ
てよろしいと思う。この法律に現われ
ておりますところも、また私がただ
いま申し上げましたことを離弁に物語
っておる、こう申し上げてもよろしい
と思う。と申しまするのは、先ほどか

ら問題になつておりますが、同意の点であります。逮捕状を請求するのには同意がいるということは、警察官の逮捕状だけでは欠くるものがあるのだ、やはりそこに同意という一つの検事の考え方が加わつて、初めてその請求というものが全きを得るのだというような意味に考えられると思ふのであります。が、またそういう考えの意味で私はこういう文字を使つたのであらうと思ふ、あるいは政府当局においては、これは警察官と検察官とが協力して、この逮捕状請求に関する職責を遂行するのだというお話もあつたのであります。が、もしそれ協力的立場において双方でやられるということであるならば、これは同意などというような言葉は用いずに、協力とすればいい。同意ということは、要するに検事の意見の幾部分かを加えるということになる。でありますから、やはり警察官の請求書だけでは欠くるものがあるということを確認しておる、これは表現である、こう私は申し上げてよろしいと思ふ。でありますから、この警察官の捜査に関する知識経験等においても、これはもう少しその地位を高めて行くことが必要じやなからうか、アメリカにおけるFBIの警察官のごときは、御承知のごとく法科大学を出ております。アメリカの法科大学は日本の大学のほかになつかつ四年を費しておる。四年よけいかかつて法科大学を出ておる。その法科大学を出た者のうちで、しかも優秀な者を採用しておる。あるいは鉄道の公安官を見ても、アメリカの公安官のごときは、これまた大学を出た者のうちできわめて優秀な者を採用しておる。でありますから、これ

らの警察官の素質というものは著しく向上してゐる。むしろアメリカの検事以上であるとすら言うても決してさしつかえがない。こういう学力を持ち、実力を持ち、素養を持つておられる警察官でありますから、従つてこの重大なる捜査権をゆだねるということも、これは無理からぬことである。またゆだねなければならぬという法制を設けることも必ずしも悪いとはいえない。ところが日本の警察官、これは東京などはそうでもありませんが、地方に行つてごらん下さい。司法に携わる警察官で法律の法の字も知らない者が相当多い。むしろ知らないのが当然である。知つておるのがまれなものである。そういう人に、専門的な知識を持つにあらざるば運用の出来ないところの逮捕状を出せようとするのであるから、そこに無理のあることは当然である。でありますから、こういう同意という文字を使つて、不備な逮捕状の請求であるから、検事の意思でそれを埋めて完全なものにしてやらうという意味で、こういう言葉を使つたとするならば、これは私はある程度まで認めるべきものがあると申してよろしいと思う。と思うのはありまするが、さてそれがや実際の面に向つてどうだ、これが立法の精神に基いて運用されるかといへば、おそらくこれはこの文字だけで終るでありましょう。同意ということは、書き直せば裁判を押すということになる。逮捕状を請求するからというて、検事の同意を得るにその書類がまわつて行つた場合に、検事が裁判を押すということになる。この同意という字は、むしろ裁判を押すことになりと私は思う。実際はかわつて行くに違

いないと断言してはばからない。そういうことでありまするならば、これは意味をなさない。それはもうわれ／＼が三十九年来在野法曹として経験をいたしておるところでありまするが、警察官は警察官の職域を守つて行くんだ、それは素養もあり、学力もあり、手腕もあり、りつばな人も多いのでありますけれども遺憾ながら警察官に對しては弱い。それで私が先ほど申し上げましたように、警察官を自由に使用しない。検事が公訴提起に関するほんとうの捜査ができぬから、検事に警察官を隷屬せしめよ、専屬せしめなければならぬという議論もそこにある。お他人様から借りて来た警察官では言うことを聞かない、ああいう点を捜査しない、こういう点を捜査して来い、ああいう点がまだ不足であるというてなかなか／＼言うがままにならない。そこでむしろ警察官が警察官にこびるようになる。警察官のごきげんをとる。警察官のごきげんで損じようものなら、検事は自分の職務を遂行することができない。これは実際にそうです。それでそれから、むしろ警察官のごきげんをとるといふ意味において、どんなものを持つて来ようが、裁判を押してそれを返してやるといふようなことは当然であります。今日までもわれ／＼は経験によつてよくわかつてゐる。でありまするから、こういう同意を得なければならぬといふような規定をかりに設けたといひましたしても、これは実行のできないことでありまするから、われ／＼はこういう文字にたよつて、警察官の逮捕状請求に関する不満欠陥を検事の手で補うといふような考え方は机上の空論であつて、実際に

いては実施の出来ないものなりと断言してはばからないと思ふのであります。そこでこの点に對しましては、もう少し考え方があるのじやないか、そういう空文に終るがごとき法文をことさらわかつておりながら、そんなことに私は賛成できない。でありまするから、政府の方面においては、こういう点において一体どうお考えになつておるか、それを承りたい。

○大藏國務大臣 詳しいことはまた専門家がおりますから、申し上げるのであります。花村さんの長年の御経験でいへば、御指摘を伺つたのであります。実はこの直前までは同意という字では強過ぎるというおしかりをさんざん受けたわけでありまして、今度はまた検事が裁判でこびるからいかにぬといふ反対の方の御感想を承りました。私どもの考えておりますのは、従来逮捕状の濫発といふような声も相当ありまして、おそらく全体の警官から見ればごく少数と思ひますけれども、しかしそういう声があるといふことは、やはり社会現象としてまじめに考へて行かなければならない。これをどうしたらいいか、かた／＼たび／＼申し上げますように逮捕状の請求を受ける裁判官の方も捜査内容まで一々詳しくない場合がありまして、それこそこれは裁判の場合も起り得ると思ふ。従つて公訴官でやる、かつ法律知識については相当経験のある検察官の意思の反映がそこにあつた方がよろしいと考へて、この条項の改正を御審議願つておるわけでありまして、同意といふのは警察官の能力に欠けるところがあると思へばこそ言うのではないか、こういうお話でございますが、私どもは警察官の行

為能力をまことの主題として考へてはおりませんが、不同意の場合に抑制がし得るというところが一番實際上大切なところではないか、かように考へてゐるのであります。どうもたくさんな検察官の中ですから、おつしやるようなへ／＼なこびる人もあるのかもしれません。連日のおしかりはそうではなく、鈴木さんなどもさん／＼私をしかつたのですが、同意というやうな強過ぎることです。か、こういう御議論があつたのであります。これはいへば／＼の角度からの御忠告であります。それからよく考へてみたいと思ひます。

○花村委員 それからなお科学捜査に関する問題であります。新刑事訴訟法から申しますと、旧来の訴訟法のごとく被告人あるいは被疑者の自由を証拠として使つてはいけぬといふ建前に相なつております。關係上、どうしても被告人あるいは被疑者以外の外的証拠によらなければならぬといふ面が強くなつておるのであります。こういう点が強くなければならぬ科学捜査の必要性が感じて来るのであります。かかるにわが國の捜査面を見ますと、科学捜査に関する証拠の取集といふ面がほとんど行われておらないとまで言つてもいいと思ふ。これは全然ないわけではなく、大きな事件になれば相當に科学捜査をやられておるようでありまして、すべての犯罪に對してでき得る限り科学捜査が進められるといふ方法が講ぜられることが、すなわち新刑事訴訟法の精神に一致するものである。この私は申し上げてよろしいと思ふ。アメリカにおいては、御承知のごとくFBIの捜査局の中に科学捜査研究所がありまして、まことに至れり尽せりのりつばなものであります。私もつぶさに見て感心したのであります。が、これに比較すると、國警本部の九段の辺にありますが科学捜査研究所のごときものは、まことに兎角にひとしきものである、子供のおもちやにひとしいものであるとまで私は申し上げて

よろしい、こういうことでは新刑事訴訟法の精神に沿うに捜査が進められない、人権蹂躪が常に至るところに起きることも当然であると思ひます。でありますから、こういう科学捜査の面にもう少し力を入れて、検査官なり警察官なりに科学捜査に関する知識を注入する意味において、こういう面の教育を重視して行くということが一つ。そしてたゞいまの国警本部の所管になつております科学捜査研究所なるものは、実は国警本部が持つておるがゆえに、検査官においても、あるいは自治体警察においても、どうも人のものを借りるようでは使にくいということを常にいうておる。まことに規模の小さい見すばらしいものではありますけれども、しかしある以上は、あれをどこまでも有効適切に使つて行かなければならぬことは当然であります。しかし国警本部以外の警察職員あるいは検査官というものはどうかそういうことをいう。またそういう事情もあるようにわれ／＼も推察できる。でありますから、あれをもう少し大きいものにして、米国のFBIは、法務大臣の所管にはなつておりますが、実質においては独立した形になつておりますから、ああいう独立性を持たして、何人でも自分の科学捜査研究所なりとして自由かつて使えるような今組みにしてい、こういう面に対する捜査の適正化を推し進めて行く方途を講じたならばよいのじやないかと思ひます。でありますから、この点に関する法務大臣の御所見を承りたい。

○犬養國務大臣 まつたく御同感でございます。ことに憲法において不利な供述を強要されないということに基礎がございまして、どうしても科学的な捜査で傍証主義を發達させて行かなければならぬと思ひます。皆さんも名前をいへばすぐおわかりのある事件で、最高検から傍証の方に主力を尽せといつてその事件を解決した例がごく最近あるものであります。私はそれを見ておまして、まことによい道筋をたどつておるとそのとき喜んだわけでありまして。雑誌のようになつて恐縮であります。この国会の開かれる直前、私は名古屋、阪神地方に参りましたのは、実は科学捜査という問題をもつと強化したいと思つて参つたのであります。御指摘の国警の科学捜査研究所はたゞ貧弱でございまして、国警にしろ各警察庁にしろ、科学捜査の機運は私の予期よりも非常に旺盛でございまして。各警察庁、それから公安委員などには、こういうふうな捜査の機械があるからどうだということ、二、三の公安委員は、私の方はもう急いで買いましたといふことで、機運としてはなほ上昇傾向をたどつておると思ひます。これは花村委員の御精神の通りに私もまつたく同感でございまして。

○花村委員 もう一点お尋ねしておきたいと思ひます。この百九十九条の但書ですが、「但し、検査官があらかじめ一般的に同意を与えた事件については、この限りでない。」とあります。が、一般的に同意を与えた事件とはいかなる事件を言うのであるか、そうしてこの種事件は但書で除外をされておりますが、その除外された理由はいかなる根拠に基くか、それをお尋ねいたします。

○犬養國務大臣 これは御希望ならば政府委員から詳しく答弁させたいと思ひますが、私の了解している範囲では、一々そんなことを言つてもならぬいいでいい微罪の場合だ。一々言われては向うも困るし、こつちも実は困るという一つの範囲がある、それをさしてゐるものと思ひます。

○花村委員 それでは政府委員でよろしうございまして、それはいかなる事件であるか、その範囲並びにそれを除外した理由を伺いたい。

○岡原政府委員 当初この百九十九条の改正關係が議題になりました際には、主として在野法曹からの御希望御要望だったのでございまして、逮捕状の濫発にかなりみて全部検査官が見てくれといふ御要望でございまして。法制審議会においてもこの点についていろいろ／＼な角度から検討いたしましたのであります。が、どうも現在の警察庁の陣容で、全部の事件について逮捕状をこの際事前に御相談を受けてこれに意見をつけるということとは、必ずしも簡単ではない。そういう一から十まで警察の逮捕状の請求について関与するのはかえつてまずい場合があるのではないかと、逆から申しますと、警察は警察としてやはり独自の捜査権があるといふ一応の現行の刑事法の建前から申しますと、やはりわかつて切つた間違ひのない事件についてまで一々検査官の同意にかけるというのは少し行き過ぎではないだらうかといふ議論も出て参りました。それとこれとからみ合せまして一般的には除外したものはこの限りでないといふことになつて調和をはかるうといふことになつたのでございまして。それは一体どういふふうな事件を一般的に同意を与えるかといふことになるわけでございますが、この点について法

律的に割合にしようつちう問題の起る窃盗とか賭博とかいつたようなものは、これは大体いいいではなからうか。しかしまた逆に今度はそういう除外からははずさないものはどういふようなものかといふと、たとえば告訴事件、民事事件のくずれ、民事くずれと申しますか、ああいうのも出て参りますので、そういう告訴事件などははずさない。それから選挙違反事件などももちろんである。それから贈賄等職權なども、これは事件が非常に重大な場合もありまして、こういうのははずさないといふような大體の考え方です。さてたゞいま大臣からも微罪といふ話が出たのでございまして、微罪といふのは普通しよつちうあるこまかい事件といふ意味で微罪といふわけでございますが、今度は逆にほんとうにこまか過ぎるような事件に逮捕状を出すというやうな場合は、これはまた実は困る場合があるのではないかと、ごく微罪な事件について逮捕状を出すというやうな場合には、これは逆の意味でしよつちう行かなければいかぬのではないかと、そういう意見は持つておるのでございまして。しかし大體におきまして現在の運用は在野法曹の御指摘になるのはもちろんごもつてもございまして、そういうやうな点だけを中心にして考へて、一から十まで逮捕状を同意にかけるというのは、この際遠慮したいといふのが、この両方をわけた趣旨でございまして。

○花村委員 私はむしろそれは考え方違ふと思ひます。微罪といふてもどの程度のものでか、とるに足らないやうなものはこれは逮捕状を出す必要はありませんが、とかく逮捕状で問題の起るのはいさゝか事件なんです。あるいは窃盗であるとかあるいはまたばくちであるとか、傷害事件であるとかいふもので、ばくちのごときはただ遠くの方からながめておつたというだけで逮捕状が出て、ひつぱられて行くといふ例が往々ある。でありますから、こういう事件こそ必要なので、除外する理由はいさゝかでもない。むしろ強盗であるとか強姦であるとかあるいは殺人であるとかいふやうな大い事件は、これはもうほんと問題がないのであつて、人権蹂躪などというものはいまだかつて起したことはありません。いつも起すのはばくちだとか窃盗だとかで、窃盗を申といふ者がやつたのにそれを間違えて乙をひつぱつて行つて乙をばくち込んだ。ばくち込むのも大したことではないといふものの、二日でも三日でもばくち込まれるといふことが普通なんでもまかり間違えば二十日間ぐらゐ置かれる。置いてもたまた出しなければ賠償金も何もうけない。でありますからこういふ無辜の民を一日でもとめて置くといふことがよくない、そういうことをおそれてわれ／＼はやはり逮捕状に制限を加えようといふわけでありまして、ありますからむしろばくちであるとか強盗であるとかいふやうなこまかい事件についての逮捕状に不当がないので、大い事件などほとんど何かそれに関する資料であればお出しを願えればと思ひますが、なければ私はそれまで申しませんが、大い事件で逮捕状を間違つて出したのはいまだかつてないであります。けれども小さいものに関してとかくある。

ばくちなどはしよつちゆうあります。われ／＼は体験しておる。遠くの方でながめておつただけで、やつたわけじやない。入口に立つておつたら逮捕状を持つて来られて、お前がやつたのだらうというのでひつばられて行つてぶち込まれましたといつて訴えて来る人がある。そういうところに逮捕状の合理性を欠く点があるのだから、そういう最も必要な点を見がして、必要のない大きい事件についてこういう規定を設けるといふがときは、これは悪意を持つてじやないでしようが、しかし当を得たものでないと申し上げてよろしいと思うが、それはどうでしょう。

○岡原政府委員 説明が少し簡単になりましたので、御指摘のような点、御疑問の出ましたのはごもつともでございます。私どもが一応考えましたのは、法律的に非常に問題のなきような事件というふうなたとえば強盗、殺人なんかもそうかもしれませんが、しよつちゆうやつておつて、いわゆる軌道に乗つておるといふような事件については、これはそのままよからう。しかしながら確かに御指摘のように、こまかい事件あるいは賭博なども、ちよつと間違つてそこに見ておつただけの者に逮捕状を出すというのは實際上あり得ると思ひます。そういうのをどうしてはささないか。一般のものをさしてそういうのをどうしてはささないかという点については、かなりいろいろな場合を注釈を加えたようなことが出て来るのじやないかと私も思つております。御指摘のような点を十分考慮に入れますして、在野法曹が特に問題にしていろ／＼注意をいたされておる点は、

これを全部はささない。なおかつ日常いわゆる軌道に乗つて動いておるような事件については、これをはずすといふような運用方針で実は行きたいという、非常に抽象的な御説明でございまして、実はそういうふうな気持で立案したような次第であります。

○大藏国務大臣 これは私も御返事が簡単のために、さらに質問を受けたのでありますから申し上げますが、ちよつとこの委員会がひけてまして、いろいろな問題を研究しましたときに、花村さんのおつしやる通りの問題が起りました。小さい事件にかへつて問題があるのじやないかというので、先ほどの言ひ方はいへん穴がございまして、運用に問題のない点、だれも文句がないという事件をはずす、こういうふうな訂正をいたしたいと存じます。

○小林委員長 時間が大分たつておりますが、岸説明員が来ておられますが、ちよつとお伺ひしたいのですが、警察から、裁判所に逮捕状を請求して来たときに、どういふ手順、どういふ方法をもつて判事が逮捕状を出しておるか。これまでの実情の大略を説明していただきたい。特に判事に逮捕状を出す妥当性があるかどうかというこの審査権がないというふうなお話がありましたが、そうなる警察から形式の整つた書類さえ出せば、判事はいわゆる官判同様に逮捕状をば／＼出す。検事の場合も同様であります。そういうことであると、逮捕状を出すといふ手数は判事にかけておりますけれども、実際は警察官や検事がみずから逮捕状を出すのと同じ形式になる。そういう点はどうなつておりますか。さらに進んで、もしそういう妥当性の審査

権がないというなら、ここで立法によつて判事に、捜査の途上逮捕状を出していいかどうかという実質調査の権能まで与えることを規定したらどういふ結果になりますか。こういう点に触れてちよつと御説明を願ひたいと思ひます。

○岸最高裁判所説明員 ただいまの御尋ねの点であります。まず逮捕状請求の要件は法律の百九十九条に規定されております。またその規定を受けまして刑事訴訟規則の百四十二条が、逮捕状請求書に記載すべき要件、さらに刑事訴訟規則においてその際添付すべき疎明資料等を規定いたしております。そういう要件が備わつていない逮捕状はそれだけで却下されるのは当然であります。問題は、逮捕状を交付します際に裁判官がどの程度審査するかという範囲の問題になります。これは法律の百九十九条に、逮捕状請求の要件として「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」ということをあげております。従ひましてその法律上の規定から言ひますと、犯罪の嫌疑あることを疑うに足りる合理的な理由があるかないかということ、逮捕状交付の要件であるといふふうに、論理的に解釈されるわけです。

この点は法律の第六十条が勾留状の発付要件として規定いたしております要件と非常に関連しております。勾留状の発付の要件として「被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」のほかに、罪証隠滅のおそれがあるとか、あるいは逃亡のおそれがあるという要件がほかに加わつておりますが、逮捕状の場合にはそういう要件が附加されておられません。そこで逮捕

状交付の要件の法律上の解釈としまして、裁判官がそういう請求を受けました場合に、逮捕状をば／＼に交付すべき必要があるかどうか、あるいはそれが妥当であるかどうかについての判断権がないのだという考え方が出るわけでありまして、それとまた反対に、憲法が裁判官の令状主義をとつたといふことは、捜査について裁判官のいふゆる司法的抑制というものを規定しておる。裁判官は逮捕状交付の際にそのよくな抑制をしなければ意味がないではないか、裁判官はさうな際に必要性、妥当性についても判断する権限を持つておるのだ、こういうふうに学説上は対立いたしております。

ところでこの学説上の対立でありまして、これをさしに言ひますと、判断権があるという学説も結局、捜査の性質といふことを考えまして、捜査の中でことに捜査手続の冒頭である逮捕手続の段階においては、裁判官といふものは事件の全貌についてそう詳しく知つてゐるものじやない。従つてその被疑事実が犯罪になるかどうかについての判断は慎重にやるべきであるが、逮捕状を出すことが必要であるかどうかの判断はかりに裁判官にその判断権があるとしても、十分に捜査機関の意見を尊重しなければならぬ、そういうふうな学説上は言つております。従ひまして学説上判断権ありということになりますと、実際の運用としては必要性的判断については、相当捜査機関の意見を尊重しなければならぬといふことになるわけでありまして、しかしながらこの点について裁判所としましては、この法律施行以來たび／＼この問題を考へておりまして、全国の裁判官

の東京における会同はもちろんのこと、各地方で行われる会同の場合にも常にこの逮捕状の交付について問題にしておるのでありまして、法律上の規定の正面から言つて、被疑者がまつたく逃亡のおそれがないとか、あるいは罪証隠滅のおそれがない。まあ逮捕しなくても、任意の出頭のような形で調べてもいいんじゃないか。そういうようなときに逮捕状を出すといふことは、どうもぐあいが悪い。そこでたゞいまの考え方としては、明らかにそれが逮捕権の濫用と認められるようなときには、いかに百九十九条で規定する要件を満たしておつても、それは逮捕請求権の濫用として却下すべきである。そういう考え方をずつと持ち續けておりまして、だん／＼とそういう考え方が強くなつております。

しかばどういふ場合にそのような逮捕請求権の濫用といふべきかと申しますと、これも裁判官が経験しましたこれまでの実例をいろ／＼集積して出した結論であります。その一つは、最初から判明しておる数個の同種の犯罪がある場合に、まず一つの犯罪について逮捕状を請求しておる。そしてその事件で被疑者が釈放される見込みが生じて来るやうな度別な事件で逮捕状を請求する。つまり昔のたらいまわしというふうなかつこうになります。こういうような場合は明らかに逮捕権の濫用であつて、これは請求を却下すべきである。ほんとうの一つの事実を調べておるうちに新たな余罪が出た、こういう場合には格別だけれども、そうでない場合にはこれは濫用として請求を入れるべきでない。それから次に

事件が非常に軽微で罪質の情状に

がみて最初からそれ自体では起訴に値しないような場合、あるいは身柄を拘束する必要があるのではないかと、このことが明らかでない場合には、これも逮捕状の請求は却下すべきである。このような考え方をとつておられます。従いまして逮捕状の請求に際して相当性について、あるいは必要性についての判断権があるかないかという理論上の問題、これは別として、こういう考え方から行きますと、実際上は解決されることにならうと思つております。

ところで、しからばこのような裁判官の逮捕状発付についての権限、あるいはもつと広く申しますと、現行法の逮捕状の制度によつて、はたして憲法が期待しているような裁判官の捜査についての司法的抑制が十分に全うされるかどうかと申しますと、これはやはり一つの大きな問題であると思つております。御承知のようにこの逮捕状の制度は、これはアメリカの逮捕状の制度を受継いで来たわけでありまして、この逮捕状の制度によりまして旧法時代のような連署罪即決処分を利用し、あるいは行政執行処分を犯罪の捜査に使うといふことはできなくなつたわけでありまして、しかしそれだけではたして十分であるかと申しますと、同じ逮捕状の制度をとつておられますが、日本の逮捕状の制度とアメリカの逮捕状の制度とはまったくその性質が異なつております。日本のこの制度は、申し上げるまでもなく日本の捜査手続そのものがまったく英米式になつておるわけではない。やはり逮捕といふ段階があつて、警察で逮捕し、それから警察で四十八時間調べ、それから検察

庁へ事件を持つて行つて、そしてそこで二十四時間調べ、検察官は二十四時間以内に勾留の必要があれば勾留状を請求する。そして勾留状をとつておれば、十日間、あるいは延長すればさらに十日間、あるいはもう一週間の捜査に十日間、あるいはもう一週間の捜査の仕組、つまりこれは英米流の裁判官の司法的抑制といふことを考えておる仕組ではないので、この点についてはやはり形の上だけでなく、実質においても依然として旧法時代の捜査手続が受継がれておると思つております。

ところがこのアメリカの逮捕状は、やはり裁判官が出します。その出す要件は、日本のこの百九十九条の規定とほとんど同じようでありまして、州によつて違ひますが、やはり罪を犯したと疑うに足るべき合理的な理由があれば出す。しかも出さなければならぬ、それが義務であるといふふうに解釈してゐるところがあるのではありません。ところがそのアメリカの逮捕状は、どういふ性質かと申しますと、その被逮捕者を警察へ連れて行くといふ逮捕状ではなくして、裁判官のもとへ連れて来いといふ逮捕状なのであります。つまり被逮捕者を裁判官の面前に連れて来て、裁判官の前でこの男が実際にこれ／＼の犯罪を犯したといふことを一応証拠をあげさせる。場合によつてはそこへ証人を連れて来て裁判官の前で立証するのであります。そのときに裁判官がその事件は将来有罪になる見込みはないと考えるときにはただちに釈放を命ずる。これは有罪になる見込みがあると申しますと勾留して、そして事件は今日検察官が起訴することもあり、また例の起訴陪審になり、それから公判手続に行く、こういう仕組み

になつておる。このように裁判官が起訴前に事件の内容を、将来有罪になる見込みがあるかどうか審査してその見込みのないときには釈放を命ずる、これこそほんとうのジュディシャル・チェック、つまりアメリカで言います捜査についての裁判官の司法的抑制の制度であると思つております。ところが日本の逮捕状制度はそういうものではないといふ。御承知のような手続、その冒頭の段階で事件の全貌を知らない裁判官に多くを期待することは、あるいは無理ではなからうかといふふうに思ひます。それでたとえば公判手続後の勾留の場合ですと、裁判官がその事件について審理をして、事件の実際がよくわかつておられますから、裁判官自身の判断でこの被告人の身柄を抑えておく必要がある、あるいはもうその必要がないから保釈していい、執行停止にしたいといふように、裁判官が事件の内容にわたつて審理すればできるのであります。それがその前の段階で、十分にそれを行使せようとするならば、よほどこれは制度的な問題として考えなければならぬのではないかと、さように思つております。

ところでこのように申ししても、しからばアメリカのその最初出される逮捕状の発付のぐあいはどうかと申しますと、やはりアメリカでも逮捕権の無差別な執行といふことが非難的になつておられます。アメリカで最初にします逮捕状は、これは大体日本の百九十九条と同じようでありまして、しかし州によつてはそこで裁判官が証人を調べるといふところもあるようであります。またたいてい例外なく逮捕状を請求する者には宣誓をさせる。自分

の請求は誠実にこれを行つておるのだといふ宣誓をさせた上で逮捕状を出しておる。そういうことをやつておるにかかわらず、逮捕権の無差別執行といふことが、アメリカの最も非難すべき刑事司法上の特徴の一つである、そういう言葉があるのではありません。これはアメリカの上院の司法制度調査委員会が調査してそういう意見の出たことがあるのであります。そこでそういう現象に対して、しからばどういふ対策をアメリカでは考へておるか申しますと、これは私のごく限られた調査の範囲であるといふ十分でないかもしれませんが、一つの制度として申しますと、裁判官が逮捕状を書いて身柄を拘束しておく必要がないと思つたときは召喚状を出す。アメリカの召喚状は裁判官自身の手を連れて行く、裁判官の面前へ連れて行くといふのですから、召喚状といふことになる。この召喚状の制度と、それからもう一つの制度は、これは今国会でもいろいろ問題になつておるようでありまして、検察官をしてある程度コントロールさせるということでありまして、これはそういう立法をしておるところがあるかどうかはつきりしませんが、文献によりますとミズーリ州ではすべての犯罪について逮捕状を請求するときは必ず検察官のアップルガールを先に得なければならぬ、そういうことをやつておるといふことが出ておられます。またイリノイ州では重罪の場合にだけあらかじめ検察官のアップルガールを得なければ逮捕状の請求をしてはならぬといふようなことが考へられておるようでありまして、御質問の趣旨に沿いますかどうか、もしも

の原案にありますように、検察官の同意を得るといふふうになつたら、はたして今後どうなるだろうか申しますと、これは何とも予測はできませんが、しかし従来の例から徴しますと、またこれまでのいろいろ国会同僚の裁判官の意見、感想を聞いたところによりまして、やはり何と申しまして日本の現状では警察官の法律的教養、素養の点が検察官とは隔たりがある。検察官の場合に比べると、警察官の逮捕状の請求といふものは非常に乱雑である。そういうことが裁判官の一般的な感想のようであります。その点で検察官の手を経るといふことになりまして、相当のコントロールといふことが、規制をするといふことにならうと思ひます。しかしそれだからと申しませんが、これも裁判官一般の考え方でありまして、検察官の手を経たからといつて裁判官は決してそれをするのみにするものではない。この点については検察官の手を経ようが経まいがかわりない。そういうようなことを申し上げておきます。御参考のために以上申し上げておきます。

○小林委員長 もう一点ちよつと伺います。警察官から逮捕状を請求した場合、判事は形式的にだけ出しておられますか。それからよく巷間で聞くことですが、判事の署名捺印があつて被告の名前は書いてない紙をたくさん持つて来て、それで検事が、お前被告を連れて来いと言つてすぐ連れて来させて、ちよつと名前を書き込んでやる。かういふことはわれ／＼ちよつとありさうに思へませんが、あります。○岸最高裁判所説明員 それはかつて前にかういふことがありました。それが非常にあとでも言われておること

で、そういうことは絶対にしてならぬ。その点については裁判所は十分……。

○小林委員長 あつたことはあつたでしょうが。

○岸最高裁判所説明員 これは昔の旧法時代にあつたときの話であります。

○古屋(眞)委員 ただいま詳しい説明があつたのですが、そうすると、逮捕状を出します場合には裁判官には審査権はない、こういう結論でよろしいと

○岸最高裁判所説明員 この必要性の判断についての審査権があるかないか、これは言葉の問題になりますけれども、先ほど申しましたような解釈が

○古屋(眞)委員 実際には若し判事補さんから訴えられたことがあるので

○岸最高裁判所説明員 裁判官が逮捕状を拒否した場合には、所長がそういう指示をしたというところは、私どもは

○岸最高裁判所説明員 裁判官が逮捕状を拒否した場合には、所長がそういう指示をしたというところは、私どもは

ませんが、あるのです。そういったしと単なる形式であつて、日本の憲法によつて保障された国民の自由権に對する問題は、単なる形式的なもので終る

○岸最高裁判所説明員 裁判官が逮捕状を拒否した場合には、所長がそういう指示をしたというところは、私どもは

○岸最高裁判所説明員 裁判官が逮捕状を拒否した場合には、所長がそういう指示をしたというところは、私どもは

○岸最高裁判所説明員 裁判官が逮捕状を拒否した場合には、所長がそういう指示をしたというところは、私どもは

○岸最高裁判所説明員 裁判官が逮捕状を拒否した場合には、所長がそういう指示をしたというところは、私どもは

○岸最高裁判所説明員 裁判官が逮捕状を拒否した場合には、所長がそういう指示をしたというところは、私どもは

○岸最高裁判所説明員 裁判官が逮捕状を拒否した場合には、所長がそういう指示をしたというところは、私どもは

○岸最高裁判所説明員 裁判官が逮捕状を拒否した場合には、所長がそういう指示をしたというところは、私どもは

う点がまだ十分理解されていないのじやないかと思われま。

○古屋(眞)委員 それ点が私ども非常に疑念を持ち、また本件の改正の要点をなすところだと思つてゐる。ただいま

○岸最高裁判所説明員 裁判官が逮捕状を拒否した場合には、所長がそういう指示をしたというところは、私どもは

○岸最高裁判所説明員 裁判官が逮捕状を拒否した場合には、所長がそういう指示をしたというところは、私どもは

○岸最高裁判所説明員 裁判官が逮捕状を拒否した場合には、所長がそういう指示をしたというところは、私どもは

○岸最高裁判所説明員 裁判官が逮捕状を拒否した場合には、所長がそういう指示をしたというところは、私どもは

○岸最高裁判所説明員 裁判官が逮捕状を拒否した場合には、所長がそういう指示をしたというところは、私どもは

○岸最高裁判所説明員 裁判官が逮捕状を拒否した場合には、所長がそういう指示をしたというところは、私どもは

す。それに対してやはり反対説も成り立つわけでありま。

○古屋(眞)委員 今日の実際から申しますと、むしろ学説としては反対説の方が多いのじやないかと思つてゐる。ことに檢察官の方の考えは、必

○岸最高裁判所説明員 今の同意の問題の改正であります。それと今の必要性の判断の問題とは直接関係はない

○岸最高裁判所説明員 今の同意の問題の改正であります。それと今の必要性の判断の問題とは直接関係はない

○岸最高裁判所説明員 今の同意の問題の改正であります。それと今の必要性の判断の問題とは直接関係はない

○岸最高裁判所説明員 今の同意の問題の改正であります。それと今の必要性の判断の問題とは直接関係はない

○岸最高裁判所説明員 今の同意の問題の改正であります。それと今の必要性の判断の問題とは直接関係はない

○岸最高裁判所説明員 今の同意の問題の改正であります。それと今の必要性の判断の問題とは直接関係はない

正されるということになります。そういう効果は非常にあると思つてゐる。ただその場合でも、裁判官が出

○古屋(眞)委員 もう一つ最後の問題ですが、檢察官自身は直接捜査事件には関係を持たないわけだ。

○岸最高裁判所説明員 これは實際上の問題かと思つてゐる。同意される以上は、檢察官はやはり被疑事件の内容に

○岸最高裁判所説明員 これは實際上の問題かと思つてゐる。同意される以上は、檢察官はやはり被疑事件の内容に

○岸最高裁判所説明員 これは實際上の問題かと思つてゐる。同意される以上は、檢察官はやはり被疑事件の内容に

○岸最高裁判所説明員 これは實際上の問題かと思つてゐる。同意される以上は、檢察官はやはり被疑事件の内容に

○岸最高裁判所説明員 これは實際上の問題かと思つてゐる。同意される以上は、檢察官はやはり被疑事件の内容に

○岸最高裁判所説明員 これは實際上の問題かと思つてゐる。同意される以上は、檢察官はやはり被疑事件の内容に

寿産院のもらい子殊し事件は、初めは殺人という罪名被疑事実の逮捕状ではなくて、配給米をごまかしたという被疑事実で、その方が確実なので、その段階では非常に確実な事実であつたらしいのですが、そのちの詐欺でさういふ逮捕状を請求した、ところが裁判官は、その事件の捜査はそこねにないがあるのじやないかといふと話し合ったところがそれを取下げたといふこととす。なお逮捕状の必要性的問題等について、統計の上で逮捕状の取下の数、これは全体から申しますと非常に少いのですが、統計に表われない、さういふうちに、これはちよつと変じやないか、無理じやないかといふふうに聞ら

かるときは却下しますが、聞いてみなければわからぬといふときには捜査機関、警察官を呼んでよく説明を求めておきますと、自発的に取下げる、さういふ場合が非常に多いさうです。

○鑑治委員 そうすると、実質的の審査権がなかつたらさういふことはできぬわけです。あるからこそさういふことができるのです。そこで問題は、あるのだが、事実上において捜査をしておらぬじやないか。それで実際においては、捜査官の意思に従うことが多いのではないか。けれども審査権はあるのじやないか、こう解釈しなければ、今の議論はちよつと出ないと思ひますけれども、その点はどうですか。

○岸最高裁判所説明員 法律の規定の上から申しますと、罪証の隠滅のおそれがあるからとか、あるいは逃亡のおそれがあるからという判断、さういふ点についての審査権、逮捕状の場合ではないのでありまして、法律の六十条、百九十九条の勾留状の場合に比べ

ると、ですから非常に限られた、つまり百九十九条では「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるとき」は、とありますが、それ自身を百九十九条の要件としては規定しておりません。ですから法律の形式的な議論としますと、形式的に、つまりそれを出すことが妥当かどうかという判断ではないかといふ議論が成り立つけれども、それでは不当だといふので考え出されたのが権利濫用の考え方、これは考え方の問題にならうと思ひます。

○鑑治委員 それではそれだけでも検挙はあたりまえだといふことになる、そこで聞きたいのは、事実上においてさういふことを調べる機関がないから、捜査官の意思に従うことが多から、それから裁判所でさういふことを調べる何らかの方法があつたらいいのじやないか、さういふ議論におもひて来ると思ふのです。

○岸最高裁判所説明員 これは先ほど申しましたように、捜査手続における裁判官の介入の余地をどの程度にするかといふことで、日本とアメリカの大きな違いがあるのであるものであります。逮捕状発付の最初の段階でさういふことを考えるといふことも考えられますが、しかしアメリカでもそこまではやつていないやうであります。アメリカでも同じやうな問題があることは、先ほど申し上げた通りであります。

○花村委員 一点伺いたい。逮捕状を請求するときに、請求書の中に犯罪の要旨を記載せなければならぬという規定があつたように思ひますが、犯罪の要旨といふのはどの程度のもので

それからもう一点、訴訟規則第四百十三条に「資料を提供しなければならぬ」といふ規定があつたと思ひます。その資料の提供といふのは、今の犯罪の要旨とにらみ合せて、いかなる資料の提供であるか。

○岸最高裁判所説明員 逮捕状の請求の記載要件として、罪名及び被疑事実の要旨、被疑事実といふのは、つまり犯罪の事実を法律的に書けといふことなんです。

○花村委員 それでは、犯罪事実といふのはどの程度に書いておられますか。

○岸最高裁判所説明員 それはいろいろあるので、裁判官が非常に困つたりするわけです。何を書いているかわからぬやうなものがある、さういふ場合に裁判官が警察の司法顧問のやうなことをやつちやいかぬ、だめなものはないか、めなものとて却下しろといふのが裁判官の考え方なんです。

○花村委員 そうすると裁判官として、どの程度にそれを解釈しますか。

○岸最高裁判所説明員 この資料は、「罪を犯したことを疑うに足りる相当の理由」、つまり犯罪の嫌疑があつたといふことを裁判官に認めさせることのできる程度、犯罪の相当な嫌疑といふのは犯罪の証明ほど強いものでないことは、これは捜査の段階ですから当然ですが、一応合理的な判断によつて、これだけ資料があれば罪を犯した嫌疑があると考えられる程度の資料でございませう。

○花村委員 そうすると、資料というのは大体文書ですね。今まで実際資料として出しておる文書はどういうものですか。被告の供述調書とか、捜査官の捜査調書とかいうものでしょうが、

盗事件としてどういふことになりますか。

○岸最高裁判所説明員 たとえば窃盗で、やはりただ構成要件ばかりでなく、日時、場所、従来の司法警察官の意見書で書かれておりましたやうなああいう乱脈なものでなく——全部乱脈と言つては語弊がありますが、よくありまして。さうじやなくて、少くとも起訴状に記載される、それが検察官はど正確には行かなくても、あの程度に近いやうなものは書かなければならぬわけです。

○花村委員 大体起訴状に検事が書かれるのに近いやうなものを書く必要がある、さういふ考え方ですね。

○岸最高裁判所説明員 さういふわけでございます。

○花村委員 そこで今お尋ねした資料を提供しなければならぬといふのは、その犯罪事実に関するどの程度の資料を意味するのであるか、それをお尋ねいたします。

○岸最高裁判所説明員 この資料は、「罪を犯したことを疑うに足りる相当の理由」、つまり犯罪の嫌疑があつたといふことを裁判官に認めさせることのできる程度、犯罪の相当な嫌疑といふのは犯罪の証明ほど強いものでないことは、これは捜査の段階ですから当然ですが、一応合理的な判断によつて、これだけ資料があれば罪を犯した嫌疑があると考えられる程度の資料でございませう。

○花村委員 そうすると、資料というのは大体文書ですね。今まで実際資料として出しておる文書はどういうものですか。被告の供述調書とか、捜査官の捜査調書とかいうものでしょうが、

盗事件としてどういふことになりますか。

○岸最高裁判所説明員 たとえば窃盗で、やはりただ構成要件ばかりでなく、日時、場所、従来の司法警察官の意見書で書かれておりましたやうなああいう乱脈なものでなく——全部乱脈と言つては語弊がありますが、よくありまして。さうじやなくて、少くとも起訴状に記載される、それが検察官はど正確には行かなくても、あの程度に近いやうなものは書かなければならぬわけです。

の裁判ということになるのですか。

○岸最高裁判所説明員 広い意味では裁判であり、しかし普通の意味の裁判と申しますのは、裁判所の命令を含んでおるわけであり、そして裁判があつた場合には必ず執行せなければならぬわけ、裁判所の裁判を檢察官の指揮によつて執行する、これが普通の裁判所であり、ところが逮捕状の性質は、そういう意味では被疑者を逮捕せしめという命令ではなくて、警察官に逮捕権を付与する、そういう性質のものであります。

○木下委員 その意味で行けば、却下というものは広い意味では裁判になりますね。

○岸最高裁判所説明員 広い意味では裁判と言つてもいいと思ひます。

○木下委員 今の実質的審査権があるかないかの大きな根拠は、勾留状のときには逃亡の危険証拠の危険といふことが要件になつておる、それは条文にもありますが、逮捕状を判事が許さぬ場合も、一つの考慮としては、やはりそういう問題も法律的な要件はないが自分が許さぬといふときには、これだけ顕著な社会的信用のある男なんだ、逃亡の危険はもろんなし、また罪名から見ても証拠隠滅の余地はありはしないやないかといふときには、そういう点は自分の広義の判断の資料に当然すべきもの、だと思ふ。

○岸最高裁判所説明員 そういう考え方が根拠にあるのですから、明らかに逮捕するには及ぶまいというときには、逮捕権の濫用という考え方が出て来るわけであり、

○木下委員 それを濫用という言葉で片づけて、さわらないようにするのが

私には気に食わぬ。濫用は、自分の判断で、その事件に関する広い意味の判断の資料として、判断としての広い意味の裁判である、こういうふうに解釈するのが一番妥当じやないかと思ひます。

○岸最高裁判所説明員 そういう法律上の意味での妥当性、必要性があるかという議論になりますと、これは両方の説が対立しているくらいで、ことに捜査請求に関する事項について、裁判官の一方的な判断だけできめるといふことはなか／＼問題があると思ふのです。ことに裁判所は条文、文理によつて一応考えなければならぬわけ、す。といつて、まったく必要の判断を捜査機関にゆだねるということとは、逮捕状の制度から言つておかしい。そこで必要のないようなものを請求して行く場合は請求権の濫用だ、初めから請求すべきものでないのだ、そういう意味の請求は却下しておるといふ実情であります。

○田嶋委員 議事進行。実はきのうの理事会で、今後の議案の取扱いの概略をおきめ願つたのですが、その後地方行政との合同審査という問題が新しく起きて来ております。当然きのうの理事会の申合せを一応検討し直さなければならぬ。幸い今各党の委員が御出席でございいますから、午後理事会を開いて、今後の議事進行について方法をあらためて御決定を願ひたい、これを提議しておきます。

○小林委員長 この間合同審査の話し合いをしましたが、大体かわりないと思ひます。

○田嶋委員 きのは、合同審査の意見は出ておりません。

○小林委員長 いや、前から出ております。

○田嶋委員 いや、きのうは出ておりません。

○高橋(順)委員 ちよつと一言聞きたいのですが、これは法務大臣と岸さんとお二人にお尋ねしたいのです。今逮捕状の問題について改正案が出ていますのは、結局裁判所で逮捕状を出しになる場合に、今までの例からすると、率直に言へばどうも信用できないといつたようなことが、私は非常な動機になつておると思ふのです。警察官がみだりに請求をしても、裁判所がしつかりしていらつしやれば、そこで人権というものは擁護されるのです。ところがそれがどうも結果から見ても、わしくないといふところに、私はこれを改正しなければならぬという理由が出て来たんじゃないかと思ふのです。そこで裁判所側としましては、一休今の刑事訴訟法をどういふふうにしたら裁判所が権威ある処置をなし得る、国民の要望にこたへ得るかということについて、御意見があればそれを承りました。

それからいま一つは、私も一つの事件を担当して非常に不愉快に思ひますことは、被疑者もしくは被告人といふのは、被裁判所に対しては表面だけの主張しかできない。ところが檢察官と裁判所といふのは、やはり同じかまの飯を食つたといふたような個人的な知り合ひなり、結びつきがあるもの、ですから、裏で、法廷外の弁論といふのが相当あつて、かつそれが相当効果があるのではないかといふことを、被告人側は非常に不愉快に疑う場合があるのです。そういう問題について、これは

裁判所側も檢察官側も、十分お考えを願ひなければならぬと思ひます。いゝゆるやみ取引のない、法廷外の弁論なんといふものをしないようにしなければ、私は裁判なり檢察の威信といふものは保てない、こう思ふのです。しかし現実の問題としましては、やはりそういうことが私はあるんじゃないかと思へます。そういうことと、むしろ裁判所がしつかりしておらなければ、檢察官の意見がその逮捕状の請求に入るといふことになれば、今申し上げましたような意味で個人的にいろいろ結びつきがあり、今までの伝統というものもあるから、警察官が請求して来たよりは、どうも檢察官が関係しておる方が、裁判所は檢察官側の意向をあまりにも尊重し過ぎて、誤まつた処置をとられるようなことになるんじゃないかといふ危険があるのです。それを思へば、むしろ比較的關係の薄い警察官が請求して来た方が、裁判所としてはまったく公正な、個人的な感情を少しも入れないでなし得る、こういう面も私はあると思ふのです。

○小林委員長 さつきそれは答弁があつたやうです。

○高橋(順)委員 私飛び入りをしたので、そのところを答弁あつたところで恐縮ですが、簡単にでつこうなるとこれは結局、この問題を解決するのはそこが要点のようには思へるもの、すから、席をはずして知らないで、再び御答弁願うことは恐縮ですけれども、簡単にでつこうです。また速記録を見ることもできませんから……。

○岸最高裁判所説明員 まず第一の点、これは刑事訴訟法全体の問題でな

くて、捜査の点についての御質問でございますか。

○高橋(順)委員 今の逮捕状の問題だけでつこうです。

○岸最高裁判所説明員 この点も先ほど申し上げたのですが、要するに現行の捜査手続といふものにおける裁判官の介入の余地といふのは、英米流の制度と非常に違ひ、憲法で裁判官のジュディシヤル・チェックといふものをうたつてゐる規定があつても、捜査手続の仕組みはやはり依然として従来の手続を受継いで来ておる。そういう制度のもとで、裁判官に捜査をチェックさせるとしても、それにはやはり限度があるといふことを考えなければならぬ。しからば捜査手続をどのようにするかといふことは大きな問題でありまして、ちよつとやそつとの思ひつきで申し上げる問題ではありませんので、ただそういう点に問題点があるのだ、逮捕状の問題も結局そこに来るのだといふことを、ちよつと先ほど申し上げたのですが、その要旨だけをここで申し上げておきます。

それから第二の点、これもやはり同じやうなことで、アメリカあたりでも逮捕状が無差別に執行されるという非難がある。それに対する対策の一つとしては、ある州では檢察官がアブール・グアルをどうやっておることもあります。ミズーリ州あたりではそうであります。そういうような法律的な教養の高い檢察官の手を經るといふことは、やはりある程度のコントロールの作用を持つのです。そういうことからどう思うのです。今度の場合も、従来の例を見まして、やはり檢察官の逮捕状の請求と警察官の請求、こ

第一類第四号 法務委員会議録第十九号 昭和二十八年七月二十一日

これは今までは警察官の請求の方が九〇%以上で、多いのです。ほとんどです。従つていろいろ問題のある請求も多くなるとは思いますが、請求のされたる状態が非常に隔たりがある。つまりずいぶん乱雑な請求が警察官の方に多いというの、これは全国的な裁判官の観測であります。でありますからこれが検察官の手を経るということになりますと、ある程度規制されることになる。しかし結局は、先ほどお話がありましたように、逮捕状を出す裁判官がしつかりしていなければならぬ。その点につきましては、警察官から来た場合とあるいは検察官から来た場合とでも、検察官から来たといつて特に裁判官がそれに拘束されるということもないわけでありまして、その点は結局裁判官の問題になります。それは第一の問題に返つて行きますけれども、その程度の捜査における裁判官の介入という点でどの程度のことがあげられるかという点は、一つの大きな制度の問題として検討していいのではなからうか、こういうふうに考えます。

○田嶋委員 さつき私が提案しましたのは正式の提案ですから、おはかりをお願いしたい。質問も整理してもらわないと……。

○小林委員長 あれば委員長に一任してあるのだから……。

○田嶋委員 そうじゃない。私の話をよく聞いてください。今後の議案の取扱いについて午後理事会を開きになつていただいて、あらためて法案の審議について理事会で御検討願いたいというのです。

○小林委員長 田嶋君の動議に御異議

はありませんか。

「異議なし」「賛成」と呼ぶ者あり

○小林委員長 それでは午後二時半から再開することにし、質疑はこの程度にとどめて、休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後三時二十二分開議

○小林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

○古屋(員)委員 大分委員から詳しく質問がございましたし、釈明がございましたので、要点だけお尋ねいたします。

第一に法務大臣に承りたいのは、今回刑事訴訟法を改正する大きなねらいはどこにあるか承つておきたい。

○犬養國務大臣 お答えいたします。先ほどお話しした御質問があつたのでありますが、このたびの刑事訴訟法の改正は、根本的な改正は他日に延ばしまして、運用面で補つても、どうにもむずかしいという部分的な修繕的なものであります。従つて昨日でつかつて委員から、この改正に思想がないというおしかりがあつたのですが、私は率直に言つてそうだと思います。ほんの運用面の技術的な正とか補填ということとおもな点になつてゐるのであります。従つてそういう御不満はわれ人にもあると思ひます。

○古屋(員)委員 運用面の問題らしいのですが、そこで承りたいのは、戦争に負けましてから日本が今日まで思想的にも経済的にもいろいろ混乱を来しまし

て、国民の帰趨はいずれにあるかというふうな非常な混乱状態に置かれた中に、過去の日本の歩み方において一応反省をいたしまして、民主憲法がここに制定せられて、われわれ国民の目ざす道がはつきりと規定された。特にこの民主憲法の基本をなすものは、国民の人権を尊重するということに重点があつたわけでありまして、従つてこの憲法のもとに置かれた法案、特に刑事訴訟法、国民の人権に直接関係する及ぼします法案というものは、その基本の概念として努めて基本人権を尊重しなければならぬ。但し一面におきましては公共の福祉を守るという一つの制約がございまして、この調和の問題が本件の問題の根本になつておると私は存じております。従つていましてせつかく制定された刑事訴訟法が、数年ならずしてこれを改めて行かなければならぬ、またたまたま法務大臣の御説明のように、根本的、思想的にこれを改めるのではなく、数年間の経験に基いてこれを補つて参りたいという目的のために、というふうな御答弁がございましたが、私どもは単なる便宜的な改正にあらずして、せめて現行法において尊重し得られる基本人権であれば、多少の不自由は感じても、これを一応国民の法律として運用していただいて、どうして改めなければならぬというときにこれを改めなければならぬ、かように考えます。特に本件の改正の重点は、大体勾留日数の引上げあるいは逮捕状の発付の問題あるいは黙秘権の問題というように、現行法を非常に制約するようにな行方を持つて行かれた。そこで私

どもはどうしてもこの程度の改正はしなれば、現在の刑事訴訟法の運用ができない実情にありまするならば、その具体的な事実を御指摘願つてお教え願ひたい、かように思つております。

○犬養國務大臣 詳しくは政府委員から申し上げたいと思ひますが、古屋さんの御心配のような点がしばしば法制審議会の幾たびかの会合議題となりまして、却下すべきではないか、真にやむを得ないというその真の必要性がどこにあるか、いろいろ議を経ました結果、まずここにちつたのであります。したが、御心配の気持はよくわかります。したが、申し上げますように、この改正案では、控訴審の事実の取調べを上げたとか、警察の方の立場としては問題がありますが、逮捕状の請求を丁重にするとか、そのほか正直に申し上げて、大体人権を少し束縛するやうな面が多いのであります。これは、そういうおしかりを受ければ、ごもつともと言わざるを得ないのであります。したが、ただ当局としましては真にやむを得ないという立場をとつておりまして、この真にやむを得ないという点も昨日来いろいろ議員の方からおしかりがありまして、そこが認識のボーダー・ラインになるのだからと思ひますが、詳しくは政府委員から御説明申し上げます。

○岡原政府委員 具体的に困つた実例と申し上げますと、各条文についてそれ〴〵困つたことができたわけでございますが、そのおもな点を二、三例示的に申し上げてみますと、たとえば八十九条の権利保釈の点につきましては、多量共同の事件を除外されたというの、たとえばメーデー事件等のご

ときは参加人員約六千名、検挙人員約千二百名、そのうち起訴したものは二百四十九名でございます。あるいは吹田事件のように、参加人員千二百名、検挙人員八百八十一名、あるいは名古屋の大須事件のように、参加人員一千名、検挙人員二百八名というふうな大きな事件になりますと、個々の人に対して証拠隠滅のおそれなしという具体的証明ができない場合がかなり出て来るわけでありまして、そういうふうな大がかりな事件になりますと、犯罪をみなのがれ共同してやつたという半面、証拠等についても一緒に隠滅するという可能性、蓋然性がかなり強いということが言われて参つておるのであります。従つてそういう点も加味いたしました。たとえば八十九条の四を加えた、またこまかい点になりますが、七十二条の勾留状の執行の關係なども、実際にその該当事件が年々数十件ございます。東京管内でも実際に調べました結果、かなりこれがないために不自由をかけておるといふ実例が報告されて来たといふやうなことがそれでございまして、あるいは八十四条の勾留理由の開示の手續についてこれを申し上げますれば、先般のメーデー事件あるいはその他の公安事件について、共通の現象でございましたが、いわゆる勾留理由の開示の本来の建前を逸脱するやうな、法廷を混乱に陥れるやうな事態が頻発したわけでございまして、その關係をいろいろなことで解決しようとしたけれども、どうしてか解決がつかなくつたといふので、かような点に手当をいたした。それから権利保釈の点ですが、強盗が権利保釈になる、ところがさらに保釈中にまた強盗を犯

と

き

は

な

ら

な

ら

な

ら

な

ら

な

ら

な

ら

な

ら

な

ら

す、これは実際新聞紙にも数回載つたことがございまして、あの当時非常な問題がございまして、突例としては東京だけでも二、三十件あつたのじやないかと思ひます。その他緊急取監の九十八条関係について申し上げますと、これはたしか大分の方にもありまして、新潟にもあつたのじやないでしやうか、何かそういうふうな事件がございまして、実際に文書頒布事件などについて非常に不便を来した事案が報告されて参りました。また百五十三条の証人の勾引の場合の手続等につきましても、全国で年に百件くらいこういうのがまかない切れないで困つておるといふ報告が参つております。

それから証人に対する費用前払いの百六十四条につきましても、現在全額前払いした例がほとんどないといふような実情でございまして、今度これを改正いたしますと証人に対してまつところから前払いができるということがはつきりして参りますので、証人に対して利益になるだらうといふような点、その他たくさんございまして、たとえば二百八条の起訴前の勾留期間延長につきましても、ある商法違反特別背任事件、これは東京の浮貸し関係の事件でございまして、浮貸しの金額二億三千五百万円、犯罪、約九箇月の間に六千八百九通の小切手を使つてやつたといふ実情がございまして、これも全力をあげて検察庁でやつたのでございまして、もうちよつとといふところでも二十日の期限が切れて、非常に困つたといふ事例が報告されております。その他埼玉県の飯能の分村問題にからむ暴行事件等も、被疑者二百八十四名、うち起訴された者五十二名、大きな事件で

ございまして。近隣から検事が全部応援に行きましたけれども、なおかつ二十日の勾留期間では確定することができなかつた、かような具体的な例がたくさんございまして、それを今回の改正で何とか解決しようといふ趣旨なのでございまして。

○古屋(員)委員 ただいまの事例につきましての御説明は、具体的に各論に入つてから承りたいと思ひます。

なお法務大臣にお伺ひしたいことは、私どもから見ますと、当事者訴訟主義の原則に対する精神が、どうも国民に徹底してない、特に刑事訴訟法のごとき問題は、関係する一部のものにおきまして理解されておつて、国民には理解されておらない、ことに現在の運営について当事者、関係者におきましては、非常にこれは不便だと言つていらつしやるかも知れませんが、国民から言ひますれば、もつと人権を尊重してもらいたい、こういう空気も強いわけでありまして、先日ここへ参りました関係者以外の文化人、学識経験者の方々の意見を総合いたしますと、むしろ改正に反対されておる意見が多いのであります。もう少し関係者が、この運営に熱意を入れて努力する、あるいは指導教育をいたして参りまして、しかる後にその欠陥を改めて参るといふような行き方でありませんと、むしろ改正をいたしたましたが、日本の国が現在のように時々刻々と民主主義化されて参りまして、人権の尊重がいやが上にも高まつて参ります。国民の常識も高まつて参ります。さらに混乱いたしました経済状態も平靜に復して、国民生活が安定されるというようになつて参りますと、むしろ現在のようにな

度を、さらに進めて参らなければならぬ時期が来るのではないか、これは私どもの善意な希望かもしれませんが、さような時代の早からんことをわれわれ政治家としては考へて、従つて現在かように改正をいたしますが、またしばらくいたしまして、あともどりをしなければならぬ、もつと人権を尊重しなければならぬといふような時代が参りますことを私ども考えますときに、いましばらくの間現行のまま運営していただいて、特にこの中でわれわれが研究をいたしております特殊な点だけを上げると、そうしてその特殊の問題だけを改めて行くといふようなことにいたすことに對しては、法務大臣のお考えはいかがでございましょう。

○犬養國務大臣 古屋さんの根本のお考えに對しては、私賛成であります。そういうことを含めまして、かつ大陸法的な点と突然近ごろ入つて来た英米法的なもの新しい注入、これをどう整理するかというふうな法律学的の大い問題もあると思つております。それは根本問題として、やはり今度技術的に改正したから、当然そこらでおるというふうなことは私いかぬと思ひます。法律もやはり時代の、文化の水準の反映でございまして、おつしやるようなことがあれば、もちろんこれは喜ばしいことでありまして、たとえば先ほど花村委員が口をすつてくしておつしやつたように、警察官の素質が将来非常に高まつて、これを私ども望んでおりますが、そうすれば、一般の指示も、逮捕状の請求の場合の検事の意見の開陳もいらないような時代もあると思ひますので、現在の現実は残念ながらどうもそこまで行つてない、

根本の大きい改革をする間の不便も何ともこれはたまらぬ。この不便がたまらぬ、不便を忍ぶ、これは両方りくつがあると思つてございまして、要するに冒頭に古屋さんがおつしやいました人権の尊重と社会公共の福祉といふものの調和をはかつて、良識がどこにおちつか、こういう問題になると思ひます。以上の点はお互いにお立場を、りくつのある議論があると思つて、あります。文化人などもこの改革をいやがつておるといふことは、お示しの通りであります。また一方に一部の学者などは、無理もないと言つておられる方もあるわけで、これは双方のりくつを御勘考願ひたいと思つております。それはいろいろ抽象的なことを言つて政府は逃げないで、具体的にいろいろ申し上げて御批判を仰ぎたいと思つております。

○古屋(員)委員 ただいまの法務大臣の御答弁、まことにけつこうだと思ひます。ただ本改正案が二回とも審議未了に終つております。こういう事実もある。

それからさらに大事な捜査権を實際に運営しております警察と検察庁との間にも、しつくりと行かないので、行き違いもあるような関係もございまして、これをあえて断行することによつて、改正することによつて、むしろわれわれの考へてない、想像しないような、複雑な支障を實際に來すおそれがあるかどうか、私どもはこの点を非常に懸念いたすのでありますけれども、この点に對する大臣の見通しを伺ひます。

○犬養國務大臣 担当大臣としてここまで申し上げるのはどうかと思ひます

が、飾つて答弁することはかえつてよくないと思ひますので、この警察對檢察の問題もまことに遅ればせで恐縮なことでありますが、私にとり朝夕そのんであります。これも率直なお話になります。私の知つてゐる限りでは、檢察側も警察側もこの議会で承認できるような妥結なら妥結をしておきたい、こういう考への方でございまして、また何しろ法律の字句と申し

ても、御承知の二字が三字かにつづめることでございまして、私どもが改正案の文字として提出しておる字句が一番世の中でのいい字だと思つておりません。そういうことは私も少しも我を張らない考へでございまして、そういう点で実は大分歩み寄りができておるので、この点は今後も氣をつけて行きたいと思ひます。

○古屋(員)委員 なお總体的にこの改正を拜見いたしました、特に捜査機關がもう少し勉強して参りますならば、と申しますのは、しばしばこれは他の委員からも申しておるようでございますが、科学的な能率的な捜査をいたしますならば、勾留期限の延長などのような問題につきましても、そんな必要はないじやないかといふことが、私ども實際に扱つて参ります立場から考へられるのです。むしろそれよりも司法警察官並びに檢察官が自身の仕事の多過ぎて、それがためにほつたらかしておいて捜査をやつていない、こういう場合にしばしば私どもは出くわすのでございまして、こういうことを考へますと、捜査官並びに公訴を維持する檢察官のその仕事の能率が上らないために、尊い人権が束縛され

るといふ実例がございますので、むしろ一方において捜査官の科学的な捜査の訓練あるいは人員の増加というような面においてこうした問題の解決がつかぬと私は信ずるのでございますが、その点は法務大臣いかがでしょうか。

○犬養國務大臣 これも、捜査当局の方針としてはお説のようではなくちやならぬと思ひます。午前中も花村委員から科学捜査をどう考へておるか——実はこの国会の始まる直前阪神地方に行きました際に、日本の科学捜査の機械の進歩状態を見に行つたやうなわけでありまして、それは十分やつて行かなくちやならぬ。大体自由を中心とする考へ方はいかぬと思ひます。勾留期間延長の問題も、私は古屋さんと同様の点がありますので、御承知のようにつきさつから申し上げますと、最高検が万全を期する意味から言つて十日といふことでやつた。しかしそこを私は勉強してもらひまして、最小限度五日、それも大じかには、騒擾の公安事件か、非常に全国にまたがる詐欺事件とかいうものに限りたと思ひます。それは限るといつたつてお前の代だけじやないかという御不安があると思ひますから、これは速記録に残し、かつ何かの一番確かな方式でこの勾留期間五日のわくをおはめくださるの、私も賛成でございます。

て、特にただいま仰せのような特殊の事件にのみこれを適用するんだ、かように速記録に残したり、さういふ条件がついておりましたも、さういふ法律に条件をつけるわけに行きませぬので、必ずこれは実施されるわけでありませぬ。私も三十年から弁護士をやつて参りました一番痛感いたしますことは、非常に簡単な事件で、それが警察官との感情の關係上勾留されて、検査されてから二十日の間はほとんど調べず、一時間か二時間ぐらい調べてそれで済みます。調べてみたところが起訴できなかったという例がたゞさんあります。この点を非常におそれるわけでありませぬ。従ひまして今回の改正の要旨の説明を承りまして承知いたします。

○古屋(員)委員 どうも大臣は実務の關係を御存じないやうなものでして、実は大体現在檢察官が二十日なら二十日勾留できる規定になつておりますので、ほとんどそれまでは調べずにはやつておくというやうな傾向が多いのです。実際はそんなんです。従ひまして五日延長いたすことになりまして、特にただいま仰せのような特殊の事件にのみこれを適用するんだ、かように速記録に残したり、さういふ法律に条件をつけるわけに行きませぬので、必ずこれは実施されるわけでありませぬ。私も三十年から弁護士をやつて参りました一番痛感いたしますことは、非常に簡単な事件で、それが警察官との感情の關係上勾留されて、検査されてから二十日の間はほとんど調べず、一時間か二時間ぐらい調べてそれで済みます。調べてみたところが起訴できなかったという例がたゞさんあります。この点を非常におそれるわけでありませぬ。従ひまして今回の改正の要旨の説明を承りまして承知いたします。

要性があるのかどうか、この点も承りたいと思ひます。

○犬養國務大臣 一々ごもつともでありまして、特殊な事件のために普通の多数の民衆が善後を食ふというやうなことは、決して本意ではございませぬ。実は仰せのように私は検査をしたこともありませんので、その点はここにいる経験者から十分お聞き願ひたいのでありますが、ひとつどうでしよう、さういふやうに——私どもの勾留期間延長といふのは、多衆——多数でなく、多衆でやつてゐる騒擾事件、大がかりの全国をまたがけた偽造事件だとか、さういふ詐欺事件だとかいうことが主なんです。主といへば、もうそれ以外にほとんど今考へがないうで、御不安ならばひとつ附帯決議で縛る、さうして国会の意思を尊重して、大臣が通牒を出したり、検事総長が訓令を出したり、何かわくをおはめくださることは、多少はつきりする意味で私は喜んでおるわけでありませぬ。何ゆゑにさういふ特殊な事件には五日の延長があるかといふことは、政府委員から申し上げたいと思ひます。

的にかく／＼しかつた場合はどうするかといふことの御考案があればまた格別、私ども考え直す点もあると思ひますが、その点はどうぞしやうか。

○犬養國務大臣 これは政府委員から実情を申し上げたいと思ひますが、私は趣旨としていと思つております。私も委員をしたことがございまして、いろいろ／＼な法律で列挙主義にして見ると、結局等といふ字を入れないうで、万のことがあつてはたいへんだといふのが事務の通例でございまして、その等がだん／＼ふくらんで行くといふことの危険がある。ですから結局私が言明をし、委員側で、差出がましいやうでまことに御無礼であります、附帯決議で縛る。この附帯決議も、とにかく国の最高機関の決議でありますから、これは通牒を出さなければならぬといふやうなことが一番いいんじやないかと思つております。これは逃げたおるわけではないんで、もつといひ知恵があれば喜んでいただきたい、採用したいと思つております。

政のおそれがあつて、國民が違法の精神がなくなるといふ点を、実は恐れるわけでありませぬ。大体大臣のお見通しでは、今回改正になられるやうな問題については、朝令暮改のおそれが出ないやうな見通しでおられるかどうか、この点を伺ひたい。

○犬養國務大臣 これは私の氣持を申し上げますと、この改正が、日本の民度が高まり、檢察官の素質が高まり、警察官の教養が高まつたために、古いからのやうになつていらなくなつたといふ時代が来れば、いくらおしかりを受けても、これはかわることをほんとうに祝わなければならぬと思ひます。が、どうも國民、檢察官、警察官の今の現状では、平たい話が、當分こんなところじやないかと思ひます。しかしいつかは根本的改正、つまり大陸法的にするか、英米法的にするか、根本的な改正に着手しなければならぬと思つております。

○古屋(員)委員 これから各論に入つて少し承りたいと思ひます。これはしば／＼他の委員からも御質問がありましたのですが、例の八十四条の勾留理由の開示の問題に対して、書面によつて片づけて行きたいといふやうな改正でございまして、これのねらいはどこにあるか御説明願ひたいと思ひます。

○犬養國務大臣 これも、ここに専門家がおりますので、あとで詳しく申し上げたいと思ひますが、ごく簡明に申し上げますと、私も勾留理由開示の法廷のいろ／＼な現状を、書面機

コードで聞いたことがあるのでありますが、法廷という概念が大分抜けてい

制審議会が述べられた最高裁の裁判官

も口頭をもつて直感的に裁判長に判断

○古屋(真)委員 法務大臣の御説明で

について国民が非常な反感を持ち、官

すが、法廷という概念が大分抜けてい

あると思ひますけれども、どうもこの

ことが大切ではないかと私も思ひ

○古屋(真)委員 法務大臣の御説明で

について国民が非常な反感を持ち、官

ると思ひますけれども、どうもこの

ことが大切ではないかと私も思ひ

○古屋(真)委員 法務大臣の御説明で

について国民が非常な反感を持ち、官

について国民が非常な反感を持ち、官

ると思ひますけれども、どうもこの

ことが大切ではないかと私も思ひ

○古屋(真)委員 法務大臣の御説明で

について国民が非常な反感を持ち、官

について国民が非常な反感を持ち、官

ると思ひますけれども、どうもこの

ことが大切ではないかと私も思ひ

○古屋(真)委員 法務大臣の御説明で

について国民が非常な反感を持ち、官

について国民が非常な反感を持ち、官

ると思ひますけれども、どうもこの

ことが大切ではないかと私も思ひ

○古屋(真)委員 法務大臣の御説明で

について国民が非常な反感を持ち、官

について国民が非常な反感を持ち、官

意味におきまして、先般来い／＼会合などを催しまして、いかにこの法廷の秩序を維持するかということについて、現地の実際にこの種の事件で苦しんでおる裁判長たちが集まりまして会議をいたしまして、その結果相当この法廷秩序維持の法律をこれから活用するぞというふうな気合いをかけまして、一、二件でございしますが、中にはすでに現にあの行政罰を加えた事件もございしました。ただ全般的に、わが国の現状においてこの法廷秩序維持法というもので、いわゆるアメリカのコート・コンテンプト——裁判所侮辱と同様に、何かあるとすぐ罰を加えるというふうな行き方は、これはかえつて今の実情ではどういふものであろうか、向うではたとえばちよつと言葉の使い方が悪いとか、あるいはこちらの提出命令にゆえなく従わなかったというところが、一つづつ罰になるわけでございます。急にそのような行き方になつても、どうかというふうな考え方もございまして、なか／＼それが簡単に行かない。その法廷秩序の面を裁判所法並びに秩序維持法で行くことも、ずつとただいま申しました通り考えておるようでございますが、一番最近問題になりましたのは、この勾留理由の開示の手続でございしました。これも機会がございしましたら、今大臣が申されました開示手続における混乱状態をレコードで再現してお聞かせする機会を一度持ちたいと思ひます。それは非常に正しいものでございまして、あの通りの状況になりますと、いくら裁判長が声を張り上げましても結局何にもならない。そこでこの勾留理由開示の手続の意見の陳述というのは、御承知の通り

一人十分と限つてございしますが、これも十分が二十分、三十分、五十分と、いくら停止しても本人がしやべるのをとめないのでございます。従つてこれはいくら停止しても手続がだら／＼続いて来たという実情が録音にも入つております。結局この八十四条二項を改正いたしますと、理由はこの通りというところを告げまして、もしその際本人が何か意見を述べたいということであれば、じや書面でひとつ出してくれということになり、もしその際に裁判長自身がもう少し聞いてみたいという場合には、これはもとより裁判所が自由に発言を許して詳しく聞くこともできるわけでございます。でございしますが、実際にそのような制度を運用いたしますか、濫用と申しますか、そういう人に対してはこういう強い手で行けるけれども、またそのために一般の人の権利を奪うというわけではないのでございます。まして、そういうふうにはなうにこの勾留理由について合点が行かない、そして特に手続について混乱させるような意図もないという人については、裁判所の方から進んでそれはどういふわけだといつて聞くこともできる、こういうふうな建前にしてあるわけでございます。

○古屋(員)委員 たいだいま御説明があらましたような特殊な事件についてはさような手続をとり、普通の事件については裁判長がやれるということにあらうか、今御説明にありましたように原則としてはこう改正するけれども、その他の処置については裁判長の任意にできるという解釈になるのでしょうか。

(委員長退席、鑑査委員長代理着席)

○岡原政府委員 今回「書面」というふうに入れますと、書面で意見を陳述することが権利として認められる、現在のままでございまして、口頭で陳述することが権利として認められておる、この点の違いが出て参るわけでございます。

○古屋(員)委員 実は私も、いろいろ人生観が違い、考え方が違い、権力に対する考え方が違う方たちが、被疑者になつた場合あるいは被告になつた場合、公判廷でもおかしなことになるのではないかと申すのです。それで他にこれに対する御処置をお考えになる必要はないか、かように考えるのであります。どこまで行きましてもさようなことでこれは議論が尽きませんので打ち切りますが、他にいい方法をお考えになつていただくことの希望だけ私は申し上げておきます。

次は権利保釈の問題であります。結局これも関連をして来るような権利保釈の問題になるのですが、この権利保釈の問題について、特に制限をせなければならぬというように今回附加された事項と大体私も解釈するものに二つぐらいございしますが、この中でどれもこれも、——私もこれを検討いたしましたら、保釈は権利保釈として許すけれども、むしろ許す方は許すが、取消しをする方の面もやましく規定されて行く、許すべき権利保釈は権利保釈として現在のまゝにしておいて、権利保釈で保釈された者の取消しをやましく規定をこまかくすることによつて、この目的を達せられるように思われるのです。この点はいかがです。

○岡原政府委員 保釈という制度もいろいろお考え方があられるわけでございますが、要するに逃亡あるいは証人隠滅のおそれがない場合に、本人を出してやるわけでございます。これがある場合には当然の権利としてこれを与える。それからその場合には権利としてではないけれども、自由な裁量でこれを与えるという二つの場合が出て来るわけでございます。今までの権利保釈の除外事由として掲げられたものの実際、たとえば強盗が保釈になつてまた強盗をするというふうな場合がかなり多い。またの礼まわりなどをするといつてひどく意気込んでおる者がある。そうして現に保釈になる者が頻りに出るといふような事例が頻りに出たわけでございます。

かような場合にかかような保釈期間中に悪いことをしたならば、これを取消ししたらどうか、これはごもつともでございます。まして、取消すべきだと思ひます。たださようにすでに悪いこと——悪いことと申しますか、ある場合にはお礼まわりをし、ある場合には別の犯罪を犯すということがあつた後では、ある意味ではおそれい。場合によつては九十六条の関係でも問題になると思ひますが、すでに証人隠滅をする、あるいは逃げちやつたというふうな場合には、いくら取消してもおつつかないといふのと同じような関係でありまして、やはり、これを事前の段階においてさようなおそれのあるときには保釈にしない。保釈にしないことによつて、ある場合にはこの管理を促進させまして、身柄を拘束されておまひすから、なるべく結束をつける。また他の

意味におきましては、さような事件の真相がくずれて行くような、あるいは曲つた方向に行くようなことをこれによつて防止するというようなことが、権利保釈の除外事由に掲げられておるわけでございます。従ひまして従来の権利保釈の除外事由なるものが、そういう観点からやや狭きに失したという点を是正しようとするものでございします。

○古屋(員)委員 たいだ私もがそれです。それは、せつかく裁判所でお調べ願つた場合に、無罪の判決を受ける場合があるわけでありまして。率はずのくらの率があるかわかりませんが、少なくとも無罪の判決を受ける場合がありまふ方たちに対して、特にそんなに長く勾留しておくということになりますと、その過程において取返しのつかないような大きな障害が発生する場合がしばしばある。一家の支柱となるべきおやじがひつぱられてしまふ。裁判を受けたところが無罪になつた。しかしながら長い間勾留されておつたので家計が成り立たなくなつて、今度はほんとうに貧すれば鈍するというところで、悪いこともしなければならぬような状況に追い込むということが、たとい数千人の中に一人でもあるといふならば、まことにこの法は私は悪法といわざるを得ない。そういう改正になるということをわれ／＼は憂へるのでありますけれども、この点はいかがでございます。どうして今回やらなければならぬ。たとえば第四号として加えられた事項あるいは第六号として加えられた事項などは、むしろ私は保釈は保釈で許して、そうして取消しをする面に厳重に規制しておきまふな

らば目的は達せられるのではないか、かように考えますし、第一号につけ加えられました「短期一年以上の懲役若しくは」というものを考えますと、ほとんど権利保障はなくなるような関係になるんじゃないかというのを私どもはおそれる。この点も私もなるべく今回の当事者主義に基きまして、ある程度まで自由な身として、そうして一方においては生活の問題その他いろいろの自己関係、自由権の問題あるいは財産の問題というような問題に対する問題を一応整理させ、一方においては十分に当事者主義的に自分の行動に対する事実認定の資料も出せる、かように考えていたかなければ、病身など、特別な病人ではないけれども病身であるというような意味で、保釈を許されないということならば、やむを得ないからこの事件を片づけなければならぬ、片づけてどつちかに処置してもらった方がいいというような考えを持つ方が、特に最悪の場合でも執行猶予になると思われるような事件の場合においては、やはりそういうことになりがちなのであります。千人が百人のうち一人でもさう関係者をつくるというのを、まことに私どもは憂えるのであります。この点は念を押して御質疑申し上げる次第であります。

当然これは権利としての保釈にはならぬでも、その次の条文の九十条等であるが、短期一年以上はかなり重いものであります。それから一応最もひどいような者たちがのめられたいというだけの手当でございまして、具体的にわかれそうなる人、保釈すべき人というものは権利保障になるわけではございません。従来の統計から見ても、裁量保釈が約三十何パーセント、相当多数出でおります。従いましてこの点については、大體裁判所の運用が間違っていないと私も考えております。

〇古屋(員)委員 たいだいま御説明があらまされたが、私はこう思うのです。現在の規定の中の四号によつて、十分私に今回挿入しようとする四号のごときは、しばしば他の委員からも御質問がございまして、まことに関係のないものであるけれどもそこに居合せた者、あるいは何らかの、他の組合関係であるとかあるいはいろいろな関係で関係者なりと言われるために嫌疑を受けて、そうして起訴されるというやうなことがあります。場合に、しばしばこういう多衆共同して罪を犯したものの中にはいろいろと関係のない者が巻き込まれ、巻添えを食つて起訴される場合が多いのであります。従いましてかような保釈の問題につきましても、特に権利保障ができないということになつて参りますが、これは第六号と両方を合せまして、現存の第四号の規定に基いて、証拠を隠滅すると疑ふに足る相当な理由というところを、両方をくくるめてその用を足しているやうに考へる。むしろ今回新たに加へる第四号のごときは、ただいま申し上げましたやうな弊害が起るのを、弊害が起るに、相当の理由をここにはつき

りさせなければならぬ。しかるに私どもの考えでは、今回挿入いたすことになりまして四号と六号は、むしろ現存の第四号の規定に基いて、總括的にこれが検事の意見といたしまして裁判所に申し出ることができるようお私は考へる。従いまして今回挿入する四号、六号は、現存の四号では十分に主張し得られぬやうか、疎明し得られぬやうかどうかというのを御質問申し上げます。

〇岡原政府委員 新たな四号と、もとの四号との関係でございしますが、なるほど現在の四号の「被告人が罪証を隠滅すると疑ふに足る相当な理由があるとき」というのは、権利保障の除外規定にいたしております。これは「相当な理由があるとき」ということがわかれれば、もちろん権利保障の除外になつて参ります。これは当然でございします。ただこの集團犯罪の場合になぜかやうなことを問題にしたかと申しますと、相当な理由というものは、一人一人についてそれが証明されなければならぬわけではございません。ところが集團犯罪というものは、御承知の通り数十名、数百名というやうな多数の者がやつたのでございまして、その間にいろいろと事情がそれ／＼違つて来るのであります。それが、その一人一人について現在の四号が要請してあるやうな資料を集めることは、かなり困難になるやうかと存じます。しかのみならず新しい四号で予定する集團犯罪といふものは、さやうな多数の者が協同して犯罪を犯す當然の帰結といたしまして、その多数の者が、やはり組織をしてあるいはまた証拠を隠滅するものではなからうか、これは當然蓋然性をもつ

してそれを証明するのだという御質問がございしたので、ちよつとお答えいたしておきました。たとえばいづれからかぬやうだ、おれのことをいふやうな者たちがのめられたいというだけの手当でございまして、具体的にわかれそうなる人、保釈すべき人というものは権利保障になるわけではございません。従来の統計から見ても、裁量保釈が約三十何パーセント、相当多数出でおります。従いましてこの点については、大體裁判所の運用が間違っていないと私も考えております。

〇古屋(員)委員 たいだいま御説明があらまされたが、私はこう思うのです。現在の規定の中の四号によつて、十分私に今回挿入しようとする四号のごときは、しばしば他の委員からも御質問がございまして、まことに関係のないものであるけれどもそこに居合せた者、あるいは何らかの、他の組合関係であるとかあるいはいろいろな関係で関係者なりと言われるために嫌疑を受けて、そうして起訴されるというやうなことがあります。場合に、しばしばこういう多衆共同して罪を犯したものの中にはいろいろと関係のない者が巻き込まれ、巻添えを食つて起訴される場合が多いのであります。従いましてかような保釈の問題につきましても、特に権利保障ができないということになつて参りますが、これは第六号と両方を合せまして、現存の第四号の規定に基いて、証拠を隠滅すると疑ふに足る相当な理由というところを、両方をくくるめてその用を足しているやうに考へる。むしろ今回新たに加へる第四号のごときは、ただいま申し上げましたやうな弊害が起るのを、弊害が起るに、相当の理由をここにはつき

りさせなければならぬ。しかるに私どもの考えでは、今回挿入いたすことになりまして四号と六号は、むしろ現存の第四号の規定に基いて、總括的にこれが検事の意見といたしまして裁判所に申し出ることができるようお私は考へる。従いまして今回挿入する四号、六号は、現存の四号では十分に主張し得られぬやうか、疎明し得られぬやうかどうかというのを御質問申し上げます。

〇岡原政府委員 今度の権利保障の除外事由としての、たとえば第一号の点から申し上げますと、これは短期一年以上でございまして、われ／＼として、かなり重い、いわゆる従来重罪と書かれておるものだけを取上げたわけではございません。長期一年あるいは三年になりますと、これはかなり軽いものでございします。短期一年以上でこ

〇岡原政府委員 今度の権利保障の除外事由としての、たとえば第一号の点から申し上げますと、これは短期一年以上でございまして、われ／＼として、かなり重い、いわゆる従来重罪と書かれておるものだけを取上げたわけではございません。長期一年あるいは三年になりますと、これはかなり軽いものでございします。短期一年以上でこ

〇岡原政府委員 今度の権利保障の除外事由としての、たとえば第一号の点から申し上げますと、これは短期一年以上でございまして、われ／＼として、かなり重い、いわゆる従来重罪と書かれておるものだけを取上げたわけではございません。長期一年あるいは三年になりますと、これはかなり軽いものでございします。短期一年以上でこ

〇岡原政府委員 今度の権利保障の除外事由としての、たとえば第一号の点から申し上げますと、これは短期一年以上でございまして、われ／＼として、かなり重い、いわゆる従来重罪と書かれておるものだけを取上げたわけではございません。長期一年あるいは三年になりますと、これはかなり軽いものでございします。短期一年以上でこ

〇岡原政府委員 今度の権利保障の除外事由としての、たとえば第一号の点から申し上げますと、これは短期一年以上でございまして、われ／＼として、かなり重い、いわゆる従来重罪と書かれておるものだけを取上げたわけではございません。長期一年あるいは三年になりますと、これはかなり軽いものでございします。短期一年以上でこ

〇岡原政府委員 今度の権利保障の除外事由としての、たとえば第一号の点から申し上げますと、これは短期一年以上でございまして、われ／＼として、かなり重い、いわゆる従来重罪と書かれておるものだけを取上げたわけではございません。長期一年あるいは三年になりますと、これはかなり軽いものでございします。短期一年以上でこ

〇岡原政府委員 今度の権利保障の除外事由としての、たとえば第一号の点から申し上げますと、これは短期一年以上でございまして、われ／＼として、かなり重い、いわゆる従来重罪と書かれておるものだけを取上げたわけではございません。長期一年あるいは三年になりますと、これはかなり軽いものでございします。短期一年以上でこ

〇岡原政府委員 今度の権利保障の除外事由としての、たとえば第一号の点から申し上げますと、これは短期一年以上でございまして、われ／＼として、かなり重い、いわゆる従来重罪と書かれておるものだけを取上げたわけではございません。長期一年あるいは三年になりますと、これはかなり軽いものでございします。短期一年以上でこ

で恐縮であります。黙秘権というのは相当過去より広がっております。吉田総理大臣が黙つておるとすぐ黙秘権だとか何とかいってやじが出るというところは、やはりいろいろ言葉、英語などと一緒には相当広がっております。いやないかと思つたので、これはよいことだと思つております。それはさておきまして、要するに憲法三十八条では、自白の強要はできないという意味のことがうたつてあるのをごさいます。ここからあなたの方と少しく意見の違ふところだと思ひますが、何でもかんでも不利益でないことまで黙つてがんばることが一種の独立した権利だといふようなことになる、これは私は少し行き過ぎじやないかと思ひます。住所、氏名といふような問題にも触れたのであります。それを言うことによつて不利だといふ場合は、言わないでよいのじやないか。たとへば十九と思つておつたのが案外成年で、すぐ罪にひつかかる、だから生年月日は言わない、こういう場合は私はよいと思ひますが、当然言つてよい場合でも氏名を言わないでがんばるといふことは少し行き過ぎじやないか。従つてこの文章も大分問題になつたのであります。やはり憲法の三十八条をここでもう一度写し直して本来の考え方を現わすといふことの方がよいのじやないか、こういうような考えを持っております。

〔綴治委員長代理退席、委員長着席〕

○古屋(員)委員 私どもは現行黙秘権の問題については、まことに當を得た法律であると思ひます。といひますのは、黙秘することによつて、みだりに拷問

を受け、あるいは言うべからざることを強要されるということから守られるわけで、そのためにどうしても必要な規定である。従来の現行法におけるような告知義務を調べ官に持たせることは必要だと思つております。言いかえしますならば、売られたけんかをどうして防ぐか、こういう問題です。私どもの一番おそれますのは、ほんとうに自己が行つた行為ではないのに、それを強要されて行つたように述べなければならぬといふこと、すなわち拷問を受けるといふことで、この点は憲法においてやかましく禁じております。

禁じております。現在の日本におきましては、いわゆる泣く子と地頭にはかなわぬ、お役人さんの建前と民間の人間との間に封建性といひますが、非常な区別がございまして、自分たちが雇つておる警察でありまして、警察が来るといふことで子供まで黙る、非常におそれるというやうなことがしばしば行われておる現状であります。

従ひまして私どもは、拷問を防ぐために、拷問をみづから立つて防衛するための武器といたしましては、これほど大事な条文はないと思ひます。ただいま法務大臣が仰せられたやうに、これを濫用されるという弊害もありましよう。しかし私は、濫用をおそれることよりも、むしろこの黙秘権によつて基本的人権を保護される程度が相当大きいといふ面において、改正する必要はないのじやないか。私どもの経験によりますと、起訴されて一番が有罪になります。二審で無罪になつたやうな事件もございまして、こゝでかやうに言つておけばお前は早く帰れる、家族にもさよ

うな説明をして無実の罪をかぶせられるやうなことがしばしば行われておりますので、私はその点につきましては、どうしても現在のやうな日本の実情におきましては、多少の行過ぎ、多少の濫用はございましてよいけれども、むしろこの規定によつて保護される多数の国民があることを考えますときには、ぜひこのままで残しておいていただきたといひ考えておる。言いかえしますならば、九十九人の有罪者をお放してやつても、なおかつ私は一人の無実の人間をつくるのが恐いのであります。まして、相当な行き過ぎ、濫用がございしてもぜひ残しておくべき規定であると考えておるのであります。いわゆる一人の無実な泣く人を救うために多少の行き過ぎはしんぼうを願ふぬかどうか。こういうことでございしますが、御所見はいかがでしょう。

○岡原政府委員 もとより一人の無実の罪に泣く者を出しては、私どもは国民に対して済まないわけでございます。従ひましていやくも虚偽の陳述をいたすやうな状況において調べをするといふことは、厳に慎むべきものでございまして、憲法第三十八条もさうな趣旨に考えられておるのであります。で、その第一項において「何人も、自己に不利な供述を強要されない。」しかもそのあとに、第二項で「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。」しかも第三項で「何人も、自己に不利な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。」といふやうな趣旨が出て参つたわけでございます。これを刑

事訴訟法がほとんどそのままの形で受けて参つたのが、御承知のように証拠に關する三百十九条の規定であります。この三百十九条におきまして「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。」第二項で「被告人は、公判廷における自白であるか否かを問はず、その自白が自己に不利な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。」といふやうな規定を置いて参つたわけでございます。その趣旨とするところは繰返して申しますと、拷問、強制等、とにかく不都合な状態において調べがされたために本人が思ひやる自白をする、虚偽の自白をする、あるいはそれがほんとうの自白であつたにしてもその手段が悪いときにはこれまたいけないといふ二つの面を規定しておるものでございまして、従つて自己に不利な供述を強要されないといふものは、自白の証拠の問題といふ面から考えらるべきものでございまして、それと同時に取調官においても無理な調べをしちやいかぬといふ、いわば訓示的な趣旨も織り込んであるわけでございます。そこでわれわれが考えましたのは、現在の百九十八条の文言が供述を拒むことができない。積極的にいへばゆる拒否権といふものがあるかのごとく条文に書いてあるのをごさいます。が、被疑者の地位といふものがさういふ権利を持つておるのをごさいます。といふのでございまして、権利ではなくてさういふやうな地位にあるのだ、本人は強要されないといふ地位にあるのだ、逆から言いますとさういふことを調べ官は強要しては

いかぬのだといふことになるわけでございます。従つてこれを権利として表現することは理論としても間違つておりますので、これを拒否権が権利としてあるといふ書き方はどうもこの点行き過ぎではないだらうか、それが一つ。

それからもう一つは、實際の問題として取調官が心理的な一つの矛盾を感じる。これは取調官だけのことでございまして、どつちでもよいやうなものではないが、逆から申しますと、この前案例をおあげしたので、あるいはお聞き及ぶと思ひますが、さうな供述拒否権があるといふことを告げたところが、本人がそれならば何でおれを呼んだ、そんな聞かぬでもないのにわざ／＼呼んで調べるといふ法はないではないかと言つて食つてかつたといふ例で、これは幾つか報告が参つております。さうな極端な場合はともかくといたしまして、少くとも供述を拒むことができるといふことを告げてすぐ直後に調べを開始するといふことは心理的に非常な矛盾を感じるのをごさいます。かた／＼もつてさうな理論的な面からいへばゆる権利としてこれは必ずしもあるといふことにはならぬ。そこでこれを憲法通りの自己に不利な供述を強要されないといふ趣旨を告げるといふことで足りるものと改正したわけでございます。

○古屋(員)委員 私はただいまの例にあります矛盾だといふことは、關係はないと思ひます。罪を犯した者でございましてならば、告げなくてもいいといふことでございまして、進んでみずから自分の犯したことを明確にするといふところに私どもは人間性がある

と思う。そのように導いて行くこととそれ自体が、すでに刑事訴訟法の大きな目的の一つではないかと思うのである。従いましては、なほ一方においては親切丁寧に調べるべきではないか。義務があり、強要してはいけないと禁止せられておられますけれども、日本の現実の姿におきましては、むしろ裁判所、検察庁に生れて初めて出たので、帰つて自分を振り返つてみると、何を言つて来たかわからないといふことを、私も検察庁の証人などに呼ばれた方によく聞くことであります。なお裁判所に証人に出て参りまして、述べて帰つた方に、どういふことを証言して来たかといふことをお尋ねすると、何を言つたかわからない。かくのごとく現在の日本の裁判所、検察官並びに司法警察、警察の方々に對する國民の考え方の多数が恐い、何も罪を犯しておらぬけれども、非常に恐怖の觀念を持つておられる状態に置かれてゐるのが現状でございます。警察に参りまして司法主任の前に呼び出されて、普通のうちへ遊びに行つたといふ軽い気持ちで話ができるような姿にならなければ、私は眞實の発見はできないと思ふ。ところが現在の状況はたゞいま申しましたように、いづれにいたしましても、何も罪を犯してないけれども、呼び出されまして調べを受けます場合には非常に恐い。かような場合に、あなたはいやならば言わなくてもいい、どういふようなことを告げられて、そして親切に諭示されますならば、証人にしても被疑者にいたしましても、あるいは被告人にいたしましても、みづから考へてゐることをおくめんもなく話せる一つの前提になります。そして

調べられる者、供述をする者の心構えができて来る。かような点で、私は非常に心理作用的に大きな収穫のある条文であると思ふ。これを権利と認め、権利の濫用があるから、これはいけないのだ。かように濫用する事実があることもよく私も承知しておりますけれども、かような人は数千人に何人かという例外的でございます。普通の方たちはやつぱりかような規定がありまして、少し自分の言つたことよりも、そうでもない、こうでもないといふ無理を言われた場合には、これに對する抗議として黙つておつてもいいんだ、そういう権利があるんだといふ一つの自信を与えることは、まことに眞實発見の上から考へましても大事なことで、私は思ひますが、いかがでございますか。これを現存することによつて守られる基本人權の効果、価値と、これがあつたために濫用される弊害とを比較いたしまして、いづれが大きいとお考へになりますでしょうか。私はやはり現在の規定が最も基本人權が保護せられる利益があると思ふ。一部の人の例外的な権利濫用は大してこの前の利益に比較するならば問題にならないとお考へておりますが、法務当局ではいかにお考へになつておりますでしょうか、御所見を伺いたい。

○岡原政府委員 實際の濫用の実情をこの前一二読み上げたわけでございますが、同様の事例が非常に多いのでございませう。たとえばこの前読み上げた被疑者に有利な事実を言わないために、事実の発見の妨害になつた事例といふものだけでも五件ほど多くなつております。あるいは人定事項まで供述を拒否し、非常に困難であつた、あるいは先ほど申しました被疑者に対しこれを告げたところが、被疑者から逆襲を食つた、あるいは矛盾を生じたといふ事例は十七ほど多く記録されております。その他具体的にいろいろと取調べの状況が間違つた方向に行く可能性がある。要するに本来の供述拒否権と申しますか、憲法が予定した自由を強要しないといふ線、これをのみ出したいろいろ運用の実情がかなり出て参つております。憲法の予定してありますのは、虚偽の自由といふものを極力抑えよう、それを受けて三百十九條が訴訟法になつて来たわけでありますが、そういう面からこの規定は見るべきものであつて、従つてこれを被疑者に、たとえば逆から言へば、そういう権利があるとか、あるいは何もいふべからぬ権利があるといふのではないのでございませう。自分のしやべつたことについていふことは、自分が不利益になることについて、どうしてもしやべらなければならぬかといふと、それは拷問まで加へられて、そういうことをしやべる義務はない。逆から言つて、そういうふうな趣旨の規定であるといふことは考へております。で、刑事訴訟法の二百九十一條の例の公判廷におけるいわゆる黙秘権、この方はどうかと申しますとこれは完全に御承知の通り終始沈黙し、または供述を拒むことができる旨、こういうふうな非常に強い権利的なものになつております。この公判における黙秘権と捜査段階における供述拒否の違ひといふものは、要するに公判においては完全に当事者主義になつております。攻防それ

ぞれ当事者の間ではなん／＼展開されるわけでございますが捜査段階におきましてはその被疑者の地位といふものは、いわゆる公益の代表者たる捜査官の地位、つまりこの犯罪事実を確定して行くという地位と、被疑者が悪いことをしたかどうか、これは確定してみなければわかりませんが、そういう嫌疑のもとに一応調べられるのでございますから、その地位との関係が公判と比べてかなり弱くなつておる。それがたとへば弁護權の行使の範圍等についてもおのづから現われて来るわけでございますが、そういう地位の差異が供述拒否権という形で出て来るわけでございます。でございませうから百九十八條の方は供述を従来は拒否することができるよう規定になつており、片方は黙秘、完全に黙秘といふようなことが言われておつたわけでございます。そこで憲法の要請からその捜査段階においても、さうな程度までこれを認める必要があるかと申しますと、それは先ほど言つた通り、憲法の必ずしも直接要請しておるところではない。だからこれを憲法に書いてある通りのことを告げる、自己に不利益な供述を強要されないという程度で足りるのではないかと、その両方の利害得失という問題になると、これは数字に現わすけれども、私どもは今度のように改正いたしますれば、實際の被疑者の地位といふものが特にこのために動くといふことはなくて、かえつて調べ官の方では、そういうふうな心理的な矛盾を抱くことが解消されるといつたような感じを抱いておるのでございませうが、これは何分にも利害得失をパーセ

ンテージあるいは何かで現わすこともできませんので、漠然とした感でございます。

○古屋(八)委員 一応ごもつもののような御説明になりますけれども、利害得失に関する認定はやはり國民がすべきものであると私は思ふ。先日参りました文化人、學者の方たちが極力この点について反對をされておられますことは、むしろ今回のような改正になりますと、死物に化してこれはほとんど運用の価値がないと私も考へるのです。消極的に強要をされない、かようなことになつてしまひますれば、調べられる日本人がかような権利のあることを承知しておるものはごく少い、むしろ承知しております方たちは前科何犯というふうな、裁判所の門を數回もくぐつた方が弁護士から教えられるといふ以外にはないのだらうと思ふ。むしろ私も刑事訴訟法に基き明確に防禦權としての唯一の武器、いわゆる弱いところの被疑者、被告が、權力を持つております公益の代表である人々から調べられる場合の、さうな人々の無理に對しての唯一の防禦であり武器であると思へておまして、さうな必要に基いてこの規定が現行刑事訴訟法制定當時取上げられたものと確信をするのであります。従いまして憲法三十六條に基き公務員による拷問及び殘虐な刑罰は絶対にこれを禁ずるとか、あるいは刑法によります殘虐罪の問題であるとか、かような問題が絶無ではございません。つい先ごろも正木弁護士が摘発いたしました例のバラバラ事件、當時の司法警察官の拷問致死事件のごとき問題は、明確にこういう問題を取上げて考へますときに、こ

二五

昭和二十八年七月三十日印刷

昭和二十八年七月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局